

寄附金税制に関する一考察

—「寄附金控除の年末調整制度化」を中心として—

上村大輔

論文要約

寄附金税制に関する一考察

～「寄附金控除の年末調整制度化」を中心として～

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科

上村大輔

平成23年の東日本大震災を契機に、我が国における「寄附」はかつてないほどの盛り上がりを見せた。同年6月の改正では、所得税法における寄附金控除の税額控除方式の導入や控除限度額の拡大が実施された。寄附金控除利用者数は改正後の平成23年に前年から倍増したが、その後の平成24年には大幅に減少している。このような状況のもと、より多くの国民が寄附金税制を利用できるようにする仕組みとして、「寄附金控除の年末調整制度化」に着目する。

1. 第1章では、我が国における寄附金税制について、その歴史的背景を交えながら所得税法を中心とした規定を概観する。近年、寄附手段は、金銭以外の資産の寄附、企業を通じた寄附等、多種多様になっているが、寄附金税制上の取扱いが定まっていない面があり、実務上問題がある。所得税の寄附金控除における所得控除と税額控除は、政策的に異なる意義を持つ。我が国が平成23年より採っている選択制については、寄附金控除を幅広く適用しやすいという利点もある反面、政策の矛盾を指摘する声もある。
2. 第2章では、我が国における源泉徴収制度と年末調整制度を整理する。源泉徴収制度は昭和15年より、年末調整制度は昭和22年より導入された。昭和25年のシャープ勧告では、年末調整の税務署への移管を指摘されたが、その後抜本的な改正がないまま現行の制度に至っている。源泉徴収制度は、効率的な徴税方法として高く評価されている一方で、源泉徴収義務者の事務負担や民主主義的租税制度の面で問題があるとする見解も多い。マイナンバー制の導入や電子申告の普及等により、年末調整選択制等の議論が今後大きく進む可能性もあるが、当論文では、実現可能で即時性のある提言として、現行の年末調整制度を前提に研究を進めて行く。

3. 第3章では、諸外国における寄附金税制と源泉徴収制度を概観する。アメリカ、イギリス、ドイツの所得税の寄附金税制は所得控除であり、フランスは税額控除である。韓国は所得控除であるが、税額控除への変更が検討されている。給与所得については、アメリカ、イギリス、ドイツでは源泉徴収制度はあるが年末調整制度がなく、フランスは源泉徴収制度自体がない。韓国は源泉徴収制度も年末調整制度もあるが、年末調整実施時期が翌年であり、我が国の制度と異なる。
4. 第4章では、「寄附金控除の年末調整制度化」の導入にあたり活用できると考える「給与天引き寄附」の実態を把握するために、民間企業19社を対象に筆者が独自に実施した調査の結果を踏まえ、現状や課題について考察する。「給与天引き寄附」とは、企業が従業員に給与を支払う際、希望する従業員との間であらかじめ定めた寄附額を天引きし、企業が寄附をする仕組みをいう。「給与天引き寄附」を促進する税制の要望としては、「寄附金控除の年末調整制度化」が最も支持を集めたが、実務上の問題として事務負担の増加を懸念する企業が多かった。
5. 第5章では「寄附金控除の年末調整制度化」が税制改正要望に上がった背景やその後の経緯を踏まえ、一つの提案として「給与天引き寄附」を用いた新たな制度の実現可能性を探る。当制度を普及させるためには、寄附金控除適用下限額の撤廃、当制度を取り入れた企業に法人税法上の優遇措置を与えるなどの施策が必要であると考えられる。
6. 第6章では、結論として、第1章から第5章での論点をもとに、我が国における寄附金税制の方向性を考察する。同じ担税力には同じ税負担が課されるべきとする租税公平主義の観点からみると、寄附金控除制度はより利用しやすい制度にすべきである。当研究はその一助になることを目指し方策を検討したものである

目次

序章	1
1. はじめに	1
2. 我が国における寄附の実態	3
3. 各章の概要	5
第1章 我が国における寄附金税制	6
1. 寄附金税制の概要	6
(1) 寄附金の定義	6
(2) 所得税法（寄附金控除制度）	7
(3) 所得税法（譲渡所得の非課税制度）	15
(4) 相続税法	18
(5) 法人税法	19
(6) 地方税法	27
2. 所得税法における寄附金税制	30
(1) 制度の利用実績	30
(2) 対象となる寄附金（寄附手段）	32
(3) 所得税法の寄附金控除の根拠	36
(4) 税額控除と所得控除を巡る議論	39
3. 小括	41
第2章 我が国における源泉徴収制度と年末調整制度	43
1. 沿革	43
2. 制度の概要	44
(1) 源泉徴収制度	44
(2) 年末調整制度	45
3. 制度を巡る議論	46
(1) 源泉徴収及び年末調整の事務負担	46
(2) 民主主義的租税制度からの問題点	50
4. 小括	52

第3章 諸外国における寄附金税制と源泉徴収制度	54
1. アメリカ	54
2. イギリス	56
3. ドイツ	59
4. フランス	60
5. 韓国	61
6. 小括	63
第4章 「給与天引き寄附」に関する実態調査	65
1. 我が国における「給与天引き寄附」の現状	65
2. 調査概要	65
3. 結果概要	67
4. 小括	75
第5章 寄附金控除の年末調整制度化	76
1. 寄附金控除の年末調整制度化を巡る議論	76
(1) 経緯	76
(2) 実現が難しい要因	77
2. 寄附金控除の年末調整制度化の実現に向けた提案	80
(1) 控除対象団体の判定	80
(2) 個人住民税との整合性	81
(3) 所得控除と税額控除の選択	82
(4) 思想・信条の露呈及び寄附額確定の問題	83
3. 給与天引き寄附制度の活用	84
(1) 寄附の信頼性の担保	84
(2) 企業の事務負担への対応	86
4. 小括	86

第 6 章 結論	87
1. 提言	87
2. おわりに	87
参考文献目録	89
付表 1. 諸外国の寄附金税制及び源泉徴収制度比較表	94
付表 2. 給与天引き寄附に関する実態調査 単純集計表	95

凡 例

1. 法令は平成 26 年 1 月 1 日現在による。
2. 判例の引用については、大方の慣例に従った。
3. 判例集・雑誌等の引用についての略号は、以下の例によるほか、慣例に従った。

民 集	大審院民事裁判判例集	税 弘	税務弘報
	最高裁判所民事判例集	税 事	税務事例
集 民	最高裁判所民事裁判集	税 法	税法学
行 集	行政事件裁判例集	租 税	租税法研究
ジュリ	ジュリスト	日 税	日税研論集
レファ	レファレンス		

4. 法令の表記についての略語は、以下の例によるほか、慣例に従った。

所 法	所得税法
相 法	相続税法
措 法	租税特別措置法
措 規	租税特別措置法施行規則

序章

1. はじめに

租税は寄附から生まれたといわれる。現代的租税原則を唱えたノイマルク（F. Neumark）は、「租税はもともと自由意思にもとづく贈物からはじまり、義務的性格が濃い貢納を経て、真の『強制公課』が出現した」と税の形成過程を整理する¹。

今日、社会保障費の増加等を背景とする消費税や相続税の増税を控え、「強制公課」としての租税のあり方が改めて問われているなか、租税の原点である「寄附」の税制を改めて検討することは、我が国の民主主義税制を維持する上で非常に重要であると考えらる。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、我が国における「寄附」は大きな盛り上がりを見せた²。平成23年6月の改正では、所得税法における寄附金控除の税額控除方式の導入や控除限度額の拡大が実施され、寄附先進国と言われるアメリカやイギリスと比べても遜色のない寄附金税制が誕生した。この新しい寄附金税制は、震災復興支援を行う非営利団体の活動資金を集めやすくする目的もさることながら、今日的視点から官民の役割分担のあり方を改めて見直そう³と政府が打ち出した「新しい公共⁴」の概念とも一致するものであり、民間資金が「新しい公共」の担い手である公益的な非営利団体に活用されることが大いに期待された。そして改正後の平成23年においては、寄附金控除（所得控除と税額控除の合計）利用者数は136万4千人と、

1 神野直彦「わが国における寄附文化と税制」税研 157号 28頁(2011)

2 日本ファンドレイジング協会編『寄付白書 2012』の推計よれば、平成 23 年中に集まった震災関連の寄附は 6,000 億円に上った。

3 税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」平成 17 年 6 月 8 頁

4 「新しい公共」とは、平成 21 年 9 月、民主党の施政方針演説で最重要政策課題として打ち出された概念。「従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方（内閣府「新しい公共支援事業 Q & A」平成 24 年 2 月 15 日）」をいう。

前年の60万2千人から倍増し⁵、税制改正により「新しい公共」が目指す「草の根の寄附促進⁶」が実現したかのように見えた。

しかし、その後の平成24年、寄附金控除（同上）利用者数は73万6千人と大幅に減少した⁷。これは震災発生からの時間の経過による寄附額全体の低下⁸や、制度自体の普及が限定的であること⁹が理由として考えられる。平成25年2月に発表された「平成25年度税制改正法案付則108条」においては、「大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。」という規定が盛り込まれ、まさに現在、税制改正の効果が問われており、寄附金税制の対象や控除限度額等が縮減される可能性もあると考えられる。このような状況のもと、大きく前進した我が国の寄附金税制を恒常的のものにしていくためには、より多くの国民が税制を利用しやすい仕組みが必要なのではないか、そう考えたことが研究の動機である。

利用しやすい寄附金税制を考えた際にまず思い浮かんだのは、年末調整後に寄附金控除のためだけに確定申告をした際、煩雑な作業に苦勞した私自身の経験であった。「寄附金控除の年末調整制度化」が実現できれば、日本国民の半数近くを占める¹⁰給与所得者の寄附金控除利用が促進されるのではないか、そしてそのための仕組みとして注目したのが「給与天引き寄附」である。「給与天引き寄附」とは、企業が従業員に給与を支払う際、法定控除以外の控除項目として、希望する従業員の給与からあらかじめ定めた寄附額を天引きし、企業が寄附をする仕組みをいう。月々の給与計算と直結していることから「寄

5 国税庁「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」表11

6 「新しい公共」円卓会議『『新しい公共』宣言』平成22年6月4日

7 国税庁「平成24年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」表11

8 総務省統計局「家計調査年報」によれば、1世帯当たりの寄付金額は平成23年が6,648円であったのに対し、平成24年は2,374円となり、東日本大震災発生前である平成22年の3,462円を下回る水準になっている。

9 日本ファンドレイジング協会・前掲注(2)75頁では、新寄付税制を「知っており、内容も理解している」人はわずか10%にとどまっている。

10 国税庁「平成24年分民間給与実態統計調査」6頁によれば、我が国における民間の給与所得者数は5,422万人である。

附金控除の年末調整制度化」との親和性が高いと考える。

この研究では、「寄附金控除の年末調整制度化」に関わる現行の制度として、「所得税の寄附金控除」と「給与所得の源泉徴収制度、年末調整制度」を中心に整理した上で、「寄附金控除の年末調整制度化」の提言をすることを目的としている。机上の理論や具体性に欠ける提言ではなく、実践的に利用できる制度となるような説得力のある提言を導き出すため、法律、条文、文献等による学術的な論点を基礎としながら、実業界の現状を盛り込み進めて行きたいと考える。

2. 我が国における寄附の実態

我が国の寄附額は、寄附に特化した政府統計がないため明らかでないが、個人寄附については、総務省「家計調査」による1世帯あたりの寄附金額に、総務省「国勢調査¹¹」で得られる世帯数を掛け合わせることでひとつの推計値を求めることができる。この推計によれば、我が国の年間個人寄附額は、東日本大震災が発生した2011年には3,381億円であったが、最新の数値である2012年には1,256億円程度と、1,200億円から1,500億円程度で推移していた過去30年間の水準に戻っている。

法人による寄附額は、国税庁「会社標本調査結果（税務統計から見た法人企業の実態）」から推計することができる¹²。同調査によると、2011年の法人寄附額は7,168億円と推計され、個人寄附と同様、震災の影響で前年よりも増加している。また、過去30年の推移をみると年間5,000億円前後で推移しており、これは法人所得に対して約1%の寄附を行っていることになる¹³。

上記の方法で算出した個人寄附と法人寄附の推計値を足し合わせ、我が国の寄附総額は、震災の影響で大幅に伸びた2011年で約1兆円

11 総務省統計局「国勢調査」は5年に1度の実施であり、最新のデータは2010年のものである。そのため、調査を実施していない2011年と2012年は、2005年～2010年間の増加数を5等分した世帯数ずつ増えていると試算した。

12 この調査における寄附には指定寄附金、特定公益増進法人に対する寄附金、その他寄附金が含まれ、利益処分による寄附金は含まれない。

13 山内直人ほか編『NPO白書2013』38頁（NPO研究情報センター, 2013）

余り、それ以外の年では約7,000億円前後で推移している。

寄附大国といわれるアメリカと比較すると、アメリカの寄附総額は円換算で約23兆8,736億円（2011年）、個人平均寄附額の1人当たり対GDP比はアメリカが3.8%、日本は0.4%となっている¹⁴。アメリカの寄附先としては宗教団体が30%以上を占めているのに対し、我が国の宗教法人への寄附は、推計に用いた「家計調査」上では「信仰・祭祀費」に含まれている可能性もあり¹⁵単純には比較できないが、寄附規模が違う理由としては、個人が寄附を行う場合の税制優遇の控除対象団体数が、アメリカは1,080,130団体（2011年）であるのに対し、日本は26,898団体（2012年）と圧倒的に少ないことや、アメリカでは現物寄附や少額の寄附を継続しやすい制度が整っている事があげられる¹⁶。なお、アメリカを含めた諸外国の税制については第3章で整理する。

『寄付白書2012』によれば、2011年の1年間になんらかの金銭による寄附を行った個人は68.6%で、東日本大震災に関する寄附を行った個人は65.2%、震災以外の寄附を行った個人は29.4%であった。寄附先としては共同募金会への寄附が最も多く、次いで日本赤十字社、自治会・町内会、宗教関係と続く¹⁷。寄附者の属性をみると、性別では女性の方が男性よりも若干多く寄附を行っており、年齢別では男女ともに年齢が高いほど寄附を行う割合が高い。寄附の動機としては「毎年のことだから」や「ほとんど義務的なものだから」とつき合いや習慣としての非自発的な行動が上位を占める¹⁸。

我が国の寄附の実態としては、統計にあらわれる寄附金額の規模は大きくないものの、義務的なものを含め、寄附という行為が日常生活の中に定着していることがうかがえる。本論文は税制に特化した研究であるため、寄附文化について詳しく見ることはしないが、東日本大

14 山内直人ほか・前掲注(13)173頁

15 村上徹也「日本の寄付データの多角的検証と寄付文化についての考察」「広がれボランティアの輪」連絡会議編『ボランティア白書2012』20頁（筒井書房,2012）

16 山内直人ほか・前掲注(13)173頁

17 日本ファンディング協会・前掲注(2)54頁

18 山内直人ほか・前掲注(13)40頁

震災発生後の寄附の増加を見る限り、我が国では寄附を広げる環境がある程度整備されているのではないかという前提のもと、研究を進めることとしたい。

3. 各章の概要

本論文では、以下の構成により「寄附金控除の年末調整制度化」について研究をしていく。

第1章では、我が国における寄附金税制について、その歴史的背景を交えながら所得税法、相続税法、法人税法、地方税法の規定を概観する。また、所得税法の寄附金控除の対象となる寄附について、寄附先、寄附手段ごとに整理する。これらを踏まえ、寄附金控除の根拠を改めて考察する。

第2章では、我が国における源泉徴収制度と年末調整制度について、その創設趣旨や意義を整理する。また、制度を巡る議論を概観し、問題点や将来の方向性について考察する。

第3章では、諸外国における寄附金税制と源泉徴収制度を整理し、諸外国で導入されている制度を概観することで、我が国の寄附金税制や源泉徴収制度の独自性等を客観的にみる。

第4章では、「寄附金控除の年末調整制度化」のために活用できると考える「給与天引き寄附」の実態を把握するために、民間企業を対象に筆者自身が独自に実施した実態調査の結果を踏まえ、現状や課題について考察する。

第5章では、「寄附金控除の年末調整制度化」が税制改正要望に上がった背景やその後の経緯を踏まえ、「給与天引き寄附」を用いた新たな制度の実現可能性を探る。

第6章では、結論として、第1章から第5章での論点をもとに、我が国における「寄附金控除の年末調整制度化」を理論面、実践面から具体的に提言する。

第1章 我が国における寄附金税制

1. 寄附金税制の概要

この章では、まず税法上の「寄附金」の定義を確認した上で、各税法における税制優遇措置の対象となる寄附先と寄附方法について整理することで、我が国の寄附金税制における「寄附金」の範囲を明確にしていく。

なお、本論文では、特に「寄附金控除の年末調整制度化」について着目したいと考えることから、給与所得に課税される所得税についてはより詳細に整理していくこととするが、相続税法、法人税法、地方税法等他の税法についても、制度全体の理解を深めるために概観する。

(1) 寄附金の定義

法人税法では、第37条第7項で「寄附金の額」を「寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。」としており、寄附金とは「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」であると解釈することができる。

所得税法では、所得控除の一つである寄附金控除の対象となる特定寄附金の規定において「寄附金」という用語は使用されているもののその意義について明らかにした規定はないため、所得税法における「寄附金」は法人税法における「寄附金」に準じて解釈して差し支えないとする考え方¹⁹もある。相続税法には「寄附金」という概念はな

19 菊池衛・疋島伸行『所得税・法人税対比 所得計算の要点詳解』169頁（大蔵財務協会，1993）

いが、寄附に相当する相続税法の規定は、「財産の贈与（贈与とみなされるものを含む。）」であると解される²⁰。この場合の「贈与」についても相続税法に具体的な定めはなく、民法第549条に定める「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受託することによって効力を生ずるもの」という概念を借用しているとされる。

このように、税法上「寄附金」の定義は必ずしも一致していないが、昭和17年に主税局が出した通達に記載されていた「寄附金とは、一方が相手方に対し、任意にしかも反対給付を伴わずして為す財産的給付をいう²¹」という定義が、その後の税務上の寄附金の論拠になっている²²と考えられる²³。

（２）所得税法（寄附金控除制度）

所得税については、寄附金税制として寄附金控除制度と譲渡所得の非課税制度に大きく分けることができるため、その沿革、制度の概要については分けて整理する。まずは寄附金控除制度を取りあげる。

① 沿革

所得税における寄附金控除は昭和37年の税制改正において創設された。それ以前は、寄附金は理論的には所得の処分であり控除項目ではないこと、高所得者のみを利する不公平な制度であること等を理由に導入が見送られてきたが、公益事業に対する民間の寄附が期待されている事実として相当にあることや、欧米における公共事業等への寄附の慣行が各国の税制上の措置に裏付けられている点が大きいことから²⁴、創設に至ったとされる。控除方式としては当初税額控除方

20 船田健二「相続税法における寄附金」日税17号213頁（1991）

21 主税局通牒（昭和17年9月26日付主秘487号）

22 成道秀雄「寄附金とその沿革」日税17号131頁（1991）

23 国税庁「認定NPO法人制度の手引き（八訂版，平成23年8月）」64頁においても、「「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。」との記載がある。

24 藤谷武史「個人による公益活動支援と税制－寄附金控除の制度的位置付けを中心に」租税第35号29頁（2007）

式が採用されたが、これは、所得税の累進課税の性質上、所得控除では高所得者ほど有利な制度となってしまうため、租税負担の公平性の観点から、税額控除方式にしたとされている。しかし、制度が複雑であるばかりでなく、所得の多寡にかかわらず軽減割合が変わらないことは寄附者の心理に適合しないこと、また高所得者の寄附を奨励する観点からも、昭和 42 年に所得控除方式に改正された²⁵。

その後、昭和 51 年に「政治活動に関する寄附金（所得控除）」、昭和 62 年に「特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭」が寄附金控除の対象として追加された。また、平成 7 年に創設された「政治活動に関する特定寄附金（税額控除）」については、国民の政治参加に関する機会均等を確保しつつ、政党等への個人献金の慣行の定着化を促進するとの観点から、従来の所得控除に加え、税額控除が選択可能となった²⁶。

平成 13 年には、認定特定非営利活動法人制度²⁷の創設に伴い、寄附金控除の対象として国税庁の認定を受けた「認定特定非営利活動法人（以下「認定 N P O 法人」という。）」への寄附が追加された。平成 23 年²⁸には、「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けた税制改正の一環として、認定 N P O 法人と公益社団法人等への寄附について税額控除の選択適用ができるようになると同時に、寄附額の 40% までの税額控除が可能になった。同じく平成 23 年には、東日本大震災の影響を受け、震災関連寄附について寄附金控除を認める改正がされ、現行制度に至っている。

② 制度の概要

所得税の寄附金控除には、特定寄附金を支払った際の寄附金控除

25 国税庁「昭和 42 年改正税法のすべて」19 頁

26 国税庁「平成 7 年改正税法のすべて」159 頁

27 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、国税庁（平成 24 年 3 月まで）か所轄庁（都道府県又は政令指定都市／平成 24 年 4 月以降）の認定を受けることができ、認定を受けた法人を「認定特定非営利活動法人」とする制度をいう。

28 財務省「平成 23 年度税制改正の解説」226 頁、766 頁

(所得控除) と、寄附金特別控除 (税額控除) の 2 種類がある。

《 寄附金控除 (所得控除) 》

所得税法第 78 条 (寄附金控除) では「居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額²⁹が二千円を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。」と定めている。この「特定寄附金」とは、次のいずれかに当てはまるものをいう。

I. 国又は地方公共団体に対する寄附金

ただし、学校の入学に関して寄附するものは特定寄附金に該当しない。また、その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。

II. 指定寄附金

公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金 (当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金のうち政令で定めるものを含む。) で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの。

III. 特定公益増進法人に対する寄附金

公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの。なお、具体的には次の法人をいう。

(i) 独立行政法人

²⁹ 当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額

- (ii) 地方独立行政法人のうち一定の業務を主たる目的とするもの
- (iii) 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社
- (iv) 公益社団法人及び公益財団法人
- (v) 民法第34条の規定により設立された法人のうち一定のもの及び科学技術の研究などを行う特定法人
- (vi) 私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの
- (vii) 社会福祉法人
- (viii) 更生保護法人

IV. 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭

V. 認定NPO法人等³⁰に対する寄附金

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの（認定NPO法人等）に対する寄附金（その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除く。）で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

VI. 政治活動に関する寄附金

次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に

³⁰ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定（若しくは仮認定）を受けた認定NPO法人（若しくは仮認定NPO法人）又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいう。

該当するもの

(i) 政党 (ii) 政治資金団体 (iii) その他の政治団体で一定のもの
(iv) 一定の公職の候補者

VII. 震災関連寄附金

以下の寄附金で、一定の要件を満たすとして財務大臣が指定したものの

(i) 国又は東日本大震災により著しい被害が生じた地方公共団体
に対して支出した寄附金 (ii) 東日本大震災に関連する寄附金

なお、上記のうち I ~ III は所得税本法、IV ~ VI は租税特別措置法、VII は震災特例法³¹に規定されている。その他、いわゆる「エンジェル税制」として、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額」について 1,000 万円を限度に寄附金控除を適用できる特例³²もある。

上記を見れば分かる通り、所得税法における「特定寄附金」の範囲は限定列举となっており厳格に定められているが、特定公益増進法人において、独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人等について法人格を基に包括的に寄附金控除の対象としている面もあり、控除対象かどうかの判断において一定の分かりやすさがあるといえる。

また、特定非営利活動法人については、自由な市民活動を促進するという特定非営利活動促進法の立法趣旨³³から、所轄庁（都道府県又は政令指定都市）による活動内容等の審査ではなく、必要な書類が揃っていれば原則的には認証するという、限りなく準則主義に近い認証主義をとっているため、公益性について別途基準を満たした「認定 N P O 法人等」のみを寄附金控除の対象にしている。ただし認定 N P

31 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

32 措法第 41 条の 9

33 特定非営利活動促進法第一条では、法の目的として「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」と規定している。

○法人等の公益性についても形式的な基準を重視しており、活動内容についてまで行政が立ち入らない仕組みになっている。詳細については寄附金控除の根拠の節で後述する。

なお、上記のうち、「Ⅲ．特定公益増進法人に対する寄附金（の一部）」「Ⅴ．認定NPO法人等に対する寄附金」「Ⅵ．政治活動に関する寄附金」「Ⅶ．震災関連寄附金（の一部）」については、寄附金控除（所得控除）と寄附金特別控除（税額控除）の選択制となっている。寄附金特別控除については、後述する。

また、寄附金控除額は、その年中に支出した特定寄附金の合計額から2千円を控除した金額である。ただし、特定寄附金の合計額はその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40％を限度とする。また、震災関連寄附金を支出した場合には、震災関連寄附金以外の寄附金は総所得金額の40％相当額が限度、震災関連寄附金以外の特定寄附金と震災関連寄附金の合計額は、総所得金額の80％相当額が限度とされる。

総所得金額の40％を限度とする規定については、昭和42年の所得控除方式が始まった際には15％であったが、その後の改正で昭和48年に25％、平成17年に30％、平成19年に40％へと拡大している。

また所得控除の適用下限額2千円についても、昭和42年は「所得金額の3％または20万円のうち低い方」だったものが、昭和43年に「所得金額の3％または10万円のうち低い方」、昭和49年に「1万円」、平成18年に「5千円」、平成22年に「2千円」に引き下げられている。なお、この適用下限については平成25年度税制改正要望において、文部科学省、内閣府により「2千円を超える寄附がされた場合には2千円の控除を撤廃する」旨の要望が出ており、結果的には実現しなかったものの、依然として公益法人や学校法人等から改正の声が根強く³⁴、今後も改正要望にも上がる事が予想される。ただし、適用下限額を実際に撤廃した場合には、少額の寄附についても証明書類を発行する必要が出るな

34 公益財団法人公益法人協会「平成26年度税制改正に関する要望」6頁

どの事務手続きの煩雑化³⁵が予想され、適用下限額撤廃に向けた課題になっている。

《 寄附金特別控除（税額控除） 》

寄附金特別控除は、租税特別措置法第41条の18に「政党等寄附金特別控除制度」「認定NPO法人等寄附金特別控除」「公益社団法人等寄附金特別控除」として定められている。また、平成23年4月に施行された震災特例法第8条に定める「特定震災指定寄附金特別控除」もある。

各制度の対象となる寄附金については、以下の通りである。

I. 政党等寄附金特別控除額

次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの

(i) 政党 (ii) 政治資金団体 (iii) その他の政治団体で一定のもの
(iv) 一定の公職の候補者

II. 認定NPO法人等寄附金特別控除額

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの（認定NPO法人等）に対する寄附金（その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除く。）で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

III. 公益社団法人等寄附金特別控除額

特定寄附金のうち、次の(i)から(iv)までに掲げる法人に対するもの

- (i) 公益社団法人及び公益財団法人
- (ii) 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人
- (iii) 社会福祉法人

35 酒井克彦「寄附金控除の今日的意義と役割（下）－公益の増進に寄与するための寄附金の奨励措置－」税弘2010年4月号143頁

(iv) 更生保護法人

この(i)～(iv)は、所得控除の対象となっている「特定公益増進法人」の一部のみであり、特定公益増進法人全てが税額控除の対象となっているわけではない。

IV. 特定震災指定寄附金特別控除

個人が支出した震災関連寄附金のうち、被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動に必要な資金に充てられるもので、認定NPO法人又は共同募金会連合会に対して支出するもの。

これについても、所得控除が適用される「震災関連寄附金」の一部のみを対象としており、かなり限定されている。

また、寄附金特別控除の計算方法は以下の通りである。

政党等寄附金特別控除については、その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額（総所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した額の30%とする。

認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除については、その年中に支出したそれぞれの寄附金の額の合計額（総所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した額の40%とする。

特定震災指定寄附金特別控除については、その年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額（総所得金額の80%相当額が限度）から2千円を控除した額の40%とする。

最終的に算出される税額控除額については、所得税の額の25%までという限度が設定されている。ただし政党等寄附金特別控除については単体で、それ以外の認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、特定震災指定寄附金特別控除についてはその合計額で25%を限度としていることから、政党等寄附とそれ以外の寄附が制度上分けて規定されていることが見てとれる。

さらに、上記算式中の2千円は、寄附金控除（所得控除）と寄附金特別控除（税額控除）と併せて2千円とされている。この2千円の限度額については、平成7年に政党等寄附金特別控除については当初1万

円であったが、その後の改正で平成18年に5千円、平成22年に2千円に引き下げられた。その他の寄附については、平成23年度の制度創設時より2千円であった。

所得控除と税額控除の両制度の対象となっている団体へ寄附をした場合は、寄附者の所得に応じてどちらが有利か（納税額がより軽減されるか）を計算することになる。寄附金合計額を総所得金額の40%（震災指定寄附金については80%）を限度とする点や2千円を控除とする点については、寄附金控除（所得控除）と同一の基準を採用していることから、算式の中で、寄附金合計額に乗じる一定割合を比較の上、有利判定をする。所得控除の場合、寄附金額（から2千円を控除した額）に所得税の累進税率（最大40%）を乗じた額が軽減税額となる。一方、税額控除は寄附金額（から2千円を控除した額）に一律40%を乗じた額が軽減税額となることから、税額控除の方が有利になる場合が多い。ただし、税額控除の「所得税の額の25%を限度とする」規定により、所得控除の方が有利になるケースも想定される。

この選択制については、有利計算が複雑である点もさることながら、制度の政策的根拠に矛盾を生じさせているという指摘³⁶もあるが、寄附金控除の根拠の段で後述する。

（3）所得税法（譲渡所得の非課税制度）

所得税法第59条「贈与等の場合の譲渡所得等の特例」³⁷は「みなし譲渡課税制度」について定めている。このみなし譲渡を非課税とする制度があり、不動産等の現物寄附の際に適用されることから、寄附金税

36奥谷健「寄附金税制の現状と課題－個人所得税」税研157号36頁（2011）

37所法第59条

次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

制の一つであるといえる。以下では、このみなし譲渡所得の非課税制度について整理していく。

① 沿革³⁸

みなし譲渡課税制度は、昭和25年にシャウプ勧告を受けて定められた「所得税の一部を改正する法律」の中で創設され、相続や贈与、低額譲渡についても所有期間中の資産値上がり益が実現したとみなし、課税されることとなった。しかし、昭和26年の改正において、国や地方公共団体あるいは公的機関等が相手である場合にまでみなし課税をすることは、個人に対する国等への寄附の奨励に逆行しかねないとの観点から、①国又は地方公共団体に対する財産の遺贈及び贈与、②民法上の公益法人その他公益を目的とする特定の法人に対する財産の贈与で一定のものについては、みなし譲渡課税を適用しないとする租税特別措置法第17条（現40条）が設けられた。昭和27年には相続及び相続人に対する遺贈について、昭和29年には包括遺贈、昭和33年には相続人に対する死因贈与についても特例の対象が広げられ、その後数度の改正を経て、現在に至っている。

② 制度の概要

租税特別措置法第40条「国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税」は、個人が財産を贈与又は遺贈した場合において、その贈与等の相手先が国、地方公共団体、又は一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を得た法人である場合には、譲渡所得にかかる所得税が非課税となる規定である。

なお、贈与等をした相手先が、国、地方公共団体及び「特定寄附金」の規定に定める法人である場合は、その財産の取得価額相当額について、所得税における寄附金控除の対象になる³⁹。

38 成道秀雄・前掲注(22)144頁

39 質疑応答事例「国等に対して相続財産を贈与し、相続税の非課税規定の適用を受けた場合」国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/05/30.htm>、2013年11月30日アクセス)

対象となる贈与等は、具体的には以下の通りである。

- I. 国、地方公共団体に対する財産の贈与又は遺贈
- II. 公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の贈与又は遺贈で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること

同条に規定する贈与または遺贈を受けた公益法人等については、その贈与または遺贈の日から2年を経過した日までに公益法人等でなくなった場合や、その財産を公益目的事業の用に供していない場合は、遡って課税される。所得税法や法人税法で定める寄附先については、寄附をした時点での判定になり、このような事後的な要件の規定はない。また、IIの法人については、所得税法の寄附金控除に定める「特定公益増進法人」と同じような法人になると考えられるが、その判定については個別申請により国税庁長官の承認を受ける必要があり、法人格の単位で包括承認をしている「特定公益増進法人」とは大きな相違があるといえる。

国税庁が発行している「平成23年度事務年報⁴⁰」によれば、平成23年度の同制度の非課税承認申請の処理件数は341件であり、その内訳は、社会福祉法人105件、宗教法人104件、学校法人48件、財団法人20件、医療法人3件、その他の法人61件である。この中で宗教法人や医療法人は、所得税法の寄附金控除で定める「特定寄附金」の支出先には含まれていないことから、同制度が寄附金控除に定める「特定公益増進法人」とは別の観点から公益性を判断していると考えられる。

40 国税庁「第61回事務年報平成23年度」18頁

(4) 相続税法

相続税法においては「寄附」を「贈与」に含めていることは前述の通りであるが、一定の「贈与」について相続税・贈与税が非課税となる規定がある。これも、相続財産の寄附を促進する制度であり寄附金税制の一つと考えられるため、以下で概要を見て行く。

なお、個人が人格のない社団又は財団等に対して財産の贈与又は遺贈をした場合においては、その団体を個人とみなして受贈者等に贈与税又は相続税が課税されるのが原則であるが、人格のない社団又は財団等が宗教・慈善・学術その他公益を目的とする事業を行う一定の団体である場合には贈与税又は相続税が非課税となる規定⁴¹がある。これも寄附金税制の一つであると見ることができるが、少し特殊な論点であるため、詳細については省略する。

① 沿革⁴²

相続又は遺贈により財産を取得した者が、さらにその財産を国等へ譲渡した場合には、実際には被相続人から国等への相続財産の移動にすぎないという考えのもと、昭和38年の改正において、国等に対して相続財産を寄附した場合に、相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の基礎に算入しない（非課税）とする規定が新設された。同規定は、昭和63年には、一定の要件を満たした特定公益信託の信託財産とするために支出した場合について、平成13年には、認定NPO法人への寄附を行った場合について対象範囲が広がり、現行の制度になっている。

② 制度の概要

租税特別措置法第70条1項「国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等」は、個人が相続又は遺贈により取得した財産を、相続税の法定申告期限までに国等に贈与した場合に相続税が非課税になる規定である。

なお、寄附先が、国・地方公共団体及び「特定寄附金」の規定に定

41 相法第12条第3項

42 成道秀雄・前掲注(22)148頁

める法人である場合は、その財産の取得原価相当額については、相続人の所得税計算において寄附金控除の対象になる。

同条で対象となる贈与は、具体的には以下の通りである。

- I. 国、地方公共団体に対する贈与
- II. 公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める法人に対する贈与
- III. 認定特定非営利活動法人に対する贈与で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

上記の対象範囲は、前節で見た租税特別措置法第 40 条「国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税」の対象と I については同一であるが、II については措置法第 40 条では国税庁長官の承認が必要なのに対し措置法第 70 条では政令で定めている点、III については措置法第 70 条にのみ規定されているという点で相違がある。

結果的に、所得税法に規定する所得控除の対象となる特定公益増進法人、みなし譲渡所得の非課税制度の対象となる法人、相続税の非課税となる法人は、規定上は「公益の増進に著しく寄与する」という同じ文言の要件を定めているが、判断基準がそれぞれに異なっており、これについては整合性が取れていないという批判⁴³もある。

(5) 法人税法

法人が寄附をした場合には、その寄附先により規定されている限度額までを各事業年度の所得の金額の計算上、損金算入できるという制度がある。

① 沿革⁴⁴

法人税法における寄附金税制は、昭和 17 年の臨時租税特別措置法

43 堀田力ほか『公益法人改革これでよいのか政府の構想』70 頁（公益財団法人公益法人協会, 2006）

44 成道秀雄・前掲注(22)125-143 頁

の改正により「寄附金の損金算入限度額制度」及び「指定寄附金制度」が付け加えられたことにより創設された。この改正以前は、特殊な関係のある者への寄附金が「同族会社の行為・計算否認規定」により一部認められない場合以外は、寄附金はすべて損金算入が是認されていた。しかし、戦時下で国の収入増加が必要な時期において、多額の寄附金を損金に認容することは国庫収入の財源を失うおそれがあったことや、太平洋戦争中の税率の高率化による寄附金の国による実質的肩代りを防ぐために、損金算入に限度額を設ける改正がされた。太平洋戦争が終結した後も、昭和 21 年に「臨時特別措置法」が「租税特別措置法」と改められた際に同制度が引き継がれ、昭和 22 年には本法である法人税法に採り入れられ、恒久的な制度となった。

一方、昭和 17 年に「寄附金の損金算入限度額制度」と同時に導入されたのが、国防献金や恤兵金、国、都道府県等の寄附について、事前に大蔵大臣へ申請をして認可されたものについては全額損金算入を認めるという「指定寄附金制度」であった。「指定寄附金」に含まれていた国等に対する寄附は、昭和 37 年に「国又は地方公共団体に対する寄附金」として規定上独立し現行制度に近い形となった。

また、昭和 36 年の税制改正では科学の振興のため「試験研究法人等に対する寄附金」の制度ができ、何度かの改正を経て現行制度の「公益の増進に著しく寄与する法人（略称：特定公益増進法人）」へ範囲を広げた。昭和 63 年の改正では「特定公益信託」の信託財産とするために支出した金銭の額は寄附金の額とみなす規定ができ、平成 13 年には、認定 N P O 法人制度の創設に伴い、国税庁の認定を受けた認定 N P O 法人への寄附についても、特定公益増進法人への寄附金に含める規定が出来た。

平成 24 年の改正では、特定公益増進法人等に対する寄附金については損金算入限度額が拡充され、一般の寄附金については損金算入限度額が縮減された。

② 制度の概要

法人税法第37条（寄附金の損金不算入）は、法人が支出する寄附金について、法令で定める限度額を超える部分を損金不算入とする規定である。裏を返せば、限度額までは損金に算入できるとする制度であり、その限度額については寄附先ごとに、以下の通り定めている。

I. 国等に対する寄附金及び指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その全額が損金に算入される。

II. 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金の合計額と特別損金算入限度額（（資本金等の額 × 当期の月数/12 × 3.75/1000 + 所得の金額 × 6.25/100） × 1/2）のいずれか少ない金額が損金に算入される。なお、特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含まれることとなる。

III. 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

特定公益信託のうち一定の要件を満たすもの（認定特定公益信託）の信託財産とするために支出した金銭は、IIの特定公益増進法人に対する寄附金に含めて損金算入額を計算する。

IV. 認定NPO法人等に対する寄附金

認定NPO法人等に対する寄附金は、IIの特定公益増進法人に対する寄附金に含めて損金算入額を計算する。なお、認定NPO法人等に対する寄附金のうち、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用、東日本大震災により滅失又は損壊をした一定の建物等の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、前者は所轄庁又は所轄国税局長、後者は所轄庁の確認を受けたものに限る）はIの指定寄附金に該当する。

V. 一般寄附金の損金算入限度額

上記以外の寄附金（一般寄附金）については、損金算入限度額（（資本金等の額 × 当期の月数/12 × 2.5/1000 + 所得の金額 × 2.5/100） × 1/4）に達するまでの額が損金に算入される。

この他、公益法人等や認定NPO法人等が収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出する金額については、これを収益事業にかかる寄附金の額とみなす「みなし寄附金制度」があり、法人格の種類により定められた損金算入限度額が適用される。また、完全支配関係にある100%グループ法人間への寄附や国外関連者（国内の法人と一定の関係にある外国法人）への寄附については、全額損金不算入とする制度もある。

寄附金の額については、寄附金の意義の箇所でも触れた通り、法人税法第37条7項において「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」と定めているが、周辺費用との境界線の判断が難しい面がある。そのため、寄附金（経済的利益の無償の供与）該当性を巡っては納税者と国側で認識が異なるケースもあり、債務の免除をした場合の債務相当額⁴⁵、関連会社に対する売上値引き等⁴⁶において、その判断を裁判に委ねるケースも数多く発生している⁴⁷。本論文では、主に所得税法における寄附金について考察していくため、法人税法における寄附金該当性については他の研究に譲ることとした。

一方、所得税法と法人税法を比較すると、一般寄附の取扱いについて所得税法では控除の対象とならないのに法人税法では（全額ではないが）損金算入の対象になるという違いがある。個人が事業を行っていた場合にも同じ扱いであり、個人の寄附金の必要経費性については、消極的に解される傾向にあるとも言われる⁴⁸。この点については、平成24年の法人税法改正により、一般寄附金の損金算入限度額が縮減し、所得税法でも控除対象となっている特定公益増進法人への寄附については損金算入限度額が拡充したことで、差が縮まったといえる

45 東京地裁昭和54年3月5日月報25巻7号1941頁

46 東京高裁平成4年9月24日行裁例集43巻8=9号1181頁

47 金子宏『租税法』328頁（弘文堂、第16版、2011）

48 酒井克彦「わたしたちの社会参画と税制－寄附金控除制度の役割－」税大ジャーナル第20号8頁（2013）

が、今後もより一層の格差解消が望まれる。

法人税法と所得税法の寄附金税制に関する取扱いの差については、国等に対する寄附金をした際、限度額規定にも表れる。すなわち、所得税法においては、国等への寄附について適用される寄附金控除は所得金額の40%相当額を限度とするのに対し、法人が国等に寄附をした場合にはその全額が損金算入される点である。この問題については、裁判によって争われた事例があるので、以下にて考察する。

《法人税法と所得税法における寄附金控除の限度額の違いが論点となった裁判事例》⁴⁹

東京地裁平成3年2月26日判決（行集42巻2号278頁）

東京高裁平成4年3月30日判決（行集43巻3号559頁）

最高裁平成5年2月18日判決（集民第167号157頁）

I. 事案の概要（事実関係）

X1（原告・控訴人・上告人）及びその妻X2（原告・控訴人・上告人）は、昭和61年1月に長野県南佐久郡八千穂村に対し「八千穂日中青年の家」建設資金等として8,000万円と4,000万円をそれぞれ寄附した。X1及びX2は昭和61年分の所得税の確定申告に当たり、寄附金控除の額を8,000万円と4,000万円として確定申告をしたところ、税務署長Y（被告・被控訴人・被上告人）は所得税法の規定に従い寄附金控除の額を、X1については5,587万8,024円、X2については2,188万3,196円とする更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした。

X1らは、これを不服として所定の不服申し立て手続きを経た上、「個人が行う国又は地方公共団体に対する寄附金につき寄附金控除の限度額を定めた所得税法第78条の規定は、法人が行う国又は地方公共団体に対する寄附金につき寄附金控除の限度額を定めていない

49 注解所得税法研究会編『注解所得税法』1052頁（大蔵財務協会，第3版，2001）

法人税法第 37 条の規定との対比において、憲法第 14 条 1 項（法の下の平等）及び第 84 条（租税法律主義）に違反する」と主張し、更正処分等の取り消しを求めて訴訟を提起した。

II. 裁判所の判断

一審裁判所は、「租税法規の立法については、その性質等からして、立法府の政策的、技術的判断に委ねるほかはなく、裁判所としては、基本的には、その裁量的判断を尊重せざるを得ないから、国又は地方公共団体に対する寄附について、寄附の主体が個人である場合と法人である場合とで税法上異なった扱いをすることを定めた所得税法第 78 条と法人税法第 37 条との関係についても、異なった取扱いをする立法に正当な理由がある場合には、その区別の態様が右の立法理由との関連で著しく不合理なものであることが明らかであるという特段の事情が認められる場合でない限り、その合理性を否定し得ない。」とした上で、両者の区別について以下の理由をもとにその取扱いの区別が著しく不合理であるとは認められないとした。

- (i) この種の寄附金は、個人の所得の処分としてされるものであるから、課税所得から控除するという理論的根拠に乏しいこと
- (ii) この種の寄附金を多額に支出できる者は、高額の所得者に限られるから、一部の高所得者に有利な制度となるおそれがあること
- (iii) 個人の寄附のその支出先団体に対する影響は、概して法人におけるそれよりも大きくなりがちであり、種々の弊害も予想されること
- (iv) 個人の特定寄附金の控除限度額に関連して、総所得金額等の合計額の 100 分の 25 という控除割合は、諸外国の制度と比較しても相当の水準にあるものであり、この控除割合をあまり高く定めると、国に納付すべき税金の使途を個人の意思に委ねる結果となって適当ではないとの指摘がなされていると認められること

(v) 営利法人の場合、その行う寄附の是非や金額の多寡の決定にも株主、出資者に対する責任が要請されること等からして、おのずから制約が内在すると考えられるのに対し、個人の場合は、その活動の範囲が限定されず、その意思決定も各個人の意思によるところが大であること

これらのことから、所得税法第 78 条の規定が憲法第 14 条 1 項又は第 84 条に違反する無効のものとはいえない、と判示した。控訴審もほぼこれを引用し、最高裁は、原審の判断は最高裁昭和 60 年 3 月 27 日の「サラリーマン税金訴訟（大島訴訟）」が採用した租税立法についての立法裁量と平等原則に関する一般論に従っており、正当として是認できるとして上告を棄却した。

III. 研究と意見

本判決に対しては、そもそも法人と個人には別の租税が課せられているという本質的扱いの差には何もふれずに、寄附金の扱いに関する差のみをとりあげて憲法違反を主張することには意味がなく、あえて立法政策上の合理的根拠があることを示す必要性はあるのだろうか⁵⁰という見解がある。

一方で、今回の判例において論点となった国等への寄附については「寄附金控除規定の政策目的達成の見地からすれば、法人と個人とで課税上の取扱いを異ならせる積極的理由は乏しく、立法論としては、両者に対し同じ取扱いがなされることが好ましい⁵¹」として、取扱いの差が不合理ではないとする 5 つの論点が、いずれも説得力に欠けるとする見解もある。

(i) と (ii) については、昭和 37 年以前に寄附金控除制度の導入を阻害していたと考えられる要因であるが、結果的にその後、寄附金控除は導入されており、導入から 30 年程度経過した平成 3 年時点

50 中里実「寄附金控除に関する法人と個人の公平」ジュリ 983 号 75 頁（1991）

51 吉村典久「所得税法及び法人税法上の寄附金控除規定と憲法十四条」ジュリ 993 号 207 頁（1992）

の判決としてこの理由を挙げることはあまり説得力を感じない。

(iii) については、個人寄附のその支出先団体に対する影響が法人よりも大きくなることによる「弊害」が具体的にどのようなものなのか考えが及ばない。例えば、アメリカにおいて1960年代に公益法人を隠れ蓑に富裕層が自己利益を図る濫用事例が多く報告された結果、「私的財団」に対する広範な規制が導入されるに至った⁵²という経緯はあるが、今回のように国及び地方公共団体への寄附の場合には制度濫用の危険性は考えにくい。

(iv) についても国に納付すべき税金の用途を納税者が決めることに対して、なぜ法人は認められて個人は認められないかの説明が不十分である。

(v) で述べている利害関係者等への説明責任から寄附への制約が内在するという点についても、閉鎖的な同族会社が圧倒的多数を占めている我が国の法人制度を前提とすると⁵³、結果的には個人による意思決定と変わらないのではないかと考えられる。そもそも、寄附の奨励という政策目的から見て、個人が制約なく可能な限り公益に資する寄附金を支出しようとすることになぜ社会的非難を向けられなければならないか⁵⁴についても不明である。

法人税法における寄附金の損金算入制度と所得税法の寄附金控除は、その沿革を見れば分かるように、制度創設の時期や趣旨が異なっている。両税法の寄附金税制の規定が連動していないということは、今回の限度額以外でも、前述の「一般寄附金の扱い」における法人税法と所得税法の差異や、寄附をした者の所得税計算において寄附金控除の対象となる団体と、寄附を受け入れた法人の法人税計算において受入寄附金が非課税収入になるかどうかの基準が連動していないこと⁵⁵等から明らかである。寄附金税制についての法人税法と所得税

52 藤谷武史・前掲注(24)38頁

53 酒井克彦「寄附金控除の今日的意義と役割(上)－公益の増進に寄与するための寄附金の奨励措置－」税弘2010年2月号145頁

54 吉村典久・前掲注(51)20頁

55 藤谷武史・前掲注(24)38頁

法の間整合性については、矛盾が生じないような調整をする余地があると考えられる。

本判決については、両者の取扱いの差は違法ではないとする判決結果自体には支持する声が多く筆者も同意するが、その判決に至るまでの過程には、そもそも同じ土俵に載せる必要がなかった可能性も含め、説得力に欠けるものであったと考える。

(6) 地方税法

地方税法においては、個人住民税の計算上、一定の寄附について寄附金の税額控除制度が適用できる。個人住民税は所得税と共通の課税所得を使用することからも所得税との関係性が深く、寄附金控除においてもその控除額計算において結びつきが強い。さらに個人住民税の特別徴収制度では、会社が従業員の給与から天引きして納付するという性質上、給与所得者の源泉徴収税制度や年末調整制度に注目する今回の研究で重要であるため、詳細に整理していく。

① 沿革

個人住民税における寄附金税制の歴史は浅く、平成元年の地方税法改正によって創設され、平成2年から所得控除方式による寄附金控除制度が設けられた。当初の控除対象寄附先は各都道府県に所在する「共同募金会」のみであったが、平成4年からは「日本赤十字社都道府県支部」が、平成6年からは都道府県・市区町村に対する寄附金が所得控除の対象に加えられた。しかし、控除限度額は総所得金額の25%と低い一方で、適用下限額は10万円と高く設定されており、制度の使いにくさが指摘されてきた⁵⁶。

平成18年、当時の西川一誠福井県知事の提案に端を発した「故郷寄附金控除」導入案は、総務省による「ふるさと納税研究会」立上げを経て、平成20年の「ふるさと納税制度」創設へとつながった⁵⁷。平成

56 総務省「ふるさと納税研究会報告書」平成19年10月6頁

57 加藤慶一「ふるさと納税の現状と課題—九州における現地調査をふまえて—」レファ No. 709 120頁(2010)

20年度の抜本改正では、所得控除方式から税額控除方式へ転換されると同時に、控除限度額は総所得の30%まで引き上げられ、適用下限額は所得税法における寄附金控除と同水準の5千円まで引き下げられた。その後、平成23年には市民公益税制に伴う改正として、都道府県又は市区町村が条例において個別指定する団体を個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることが出来る制度が創設され、適用下限額は5千円から2千円に引き下げられた。

② 制度の概要

地方税法第314条の7では、以下の団体等に対して行った寄附金については、個人住民税の税額控除が受けられる規定を定めている。

- I. 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）
- II. 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
- III. 国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金（「国に対する寄附金」及び「政党等に対する政治活動に関する寄附金」を除く）
- IV. 認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金で、条例で個別に指定する寄附金

上記を見れば分かるように、所得税法における特定寄附金とは対象が大幅に異なっている。IIについては「住所地にある」支部への寄附に限られる（東京都⁵⁸については、条例指定により赤十字社及び中央共同募金会の全国組織への寄附についても控除対象になっている）。

III、IVの寄附先については、各都道府県・市区町村ごとに条例指定状況が異なっているため、確定申告時に各自治体において寄附金控除の対象になっているかどうかの確認が必要である。また、IVについては国税である所得税法では控除対象とならないことから、確定申告では

58 東京都の条例指定寄附金一覧（平成24年12月末時点）東京都主税局ホームページ（http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju.html、2013年11月30日アクセス）

なく、別途市区町村への申告が必要になる。

個人住民税における寄附金税額控除額は、「基本控除」と「特例控除」に分かれ、両者の合計額が個人住民税から税額控除される。基本控除は、上記Ⅰ～Ⅳの寄附金の額の合計額（総所得金額等の30%を限度）から、2千円を控除した金額の10%で計算する。特例控除は、Ⅰのふるさと寄附金のみ適用があり、Ⅰの寄附金の額から2千円を控除した金額に「90%から当該納税者に適用される所得税の限界税率を控除した率」を乗じることで計算した額である。なお所得税の限界税率を差し引く趣旨は、所得税法における所得控除との重複を避けることにある。

これにより、ふるさと寄附金について所得税と個人住民税で合わせた控除額は、最大で寄附金額から2千円を控除した額と等しくなり、つまり2千円の自己負担のみでふるさと寄附金を行うことができることになる。

また、所得税法において税額控除を選択適用できる寄附（政党等寄附金、認定NPO法人等寄附金、公益社団法人等寄附金、特定震災指定寄附金）が条例で指定されていた場合には、一定額の控除限度額はあるものの、最大で寄附金（から2千円を除いた額）の40%が納付すべき所得税額から控除され、個人住民税においても最大で寄附金（から2千円を除いた額）の10%が納付すべき個人住民税額から控除され、結果的に、寄附金（から2千円を除いた額）の50%は税額軽減という形で寄附者のもとに還付されることになる。

なお、東日本大震災後に発表された総務省自治税務局市町村税課長通知⁵⁹により、日本赤十字社や中央共同募金会に東日本大震災義援金として寄附する場合にも、「ふるさと寄附金」として個人住民税で還付が受けられるようになっている。

59 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の取扱いについて(平成23年3月25日 総税市第16号 総務省自治税務局市町村税課長通知)

平成20年の抜本改革後、ふるさと納税制度は平成22年までは年間適用者数3万3千人前後、年間適用額は18億円から20億円前後で推移していたが、平成23年は東日本大震災の影響により被災地の市区町村に寄附が集中したことから、適用者数が74万人、適用額は210億円と大幅に増加した⁶⁰。

ふるさと納税は、国民から一定の支持を得ているといえるが、一方で、地方税法に底流する応能負担原則や負担分任主義という考え方から逸脱したものとの批判もあり、納付すべき税金の用途を個人の意思に委ねる制度であるとの見方⁶¹もある。

ふるさと納税制度は、寄附金控除を応用した仕組みになっているが、実質的には、納税者の意思により納税先の地方自治体を選択できる仕組みになっている。税金の用途について納税者が指定できる仕組みは、イタリア、スペイン、ハンガリー、ポーランドで実施されているが、納税者の意思により納税先の地方自治体まで選択できる制度は、諸外国の制度を見る限り存在しておらず⁶²、非常に斬新な取組みであるといえる。

2. 所得税法における寄附金税制

この節では、本論文の主な研究対象である所得税法に焦点を絞り、利用実績、対象となる寄附金、制度の根拠、そして所得控除と税額控除を巡る議論について具体的に整理する。

(1) 制度の利用実績

国税庁が平成25年5月に公表した「平成24年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」によれば、平成24年分の確

60 「ふるさと納税の実績額」平成21年度～平成24年度 総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/08043_0_2_kojin.html、2013年11月30日アクセス)

61 酒井克彦「寄附金控除の今日的意義と役割(中)ー公益の増進に寄与するための寄附金の奨励措置ー」税弘2010年3月号159頁

62 総務省「第5回ふるさと納税研究会(平成19年8月7日)」資料7

定申告では、寄附金控除（所得控除）は約 50 万 5 千人が利用し 635 億円の控除を受けており、寄附金控除（税額控除）は約 27 万 4 千人が利用し、約 52 億円の控除を受けている。平成 24 年の個人の寄附金控除全体（所得控除・税額控除の合計）では、利用者は約 73 万 6 千人に達した。

ただし、確定申告書の提出人員は 2,152 万 5 千人、うち申告の結果還付の対象となる還付申告は 1,257 万 3 千人であったことから、寄附金控除の利用者の割合は、確定申告者のうち約 3.4%、還付申告者のうち約 5.8%に過ぎない。また、金額面でみると、平成 23 年分の結果ではあるが、寄附金控除（所得控除）額は所得控除額全体の 0.7%⁶³、寄附金控除額（税額控除）は税額控除額全体の約 6.9%⁶⁴となっており、他の控除項目に比べて規模が小さいものになっている。

平成 24 年と平成 23 年との比較を見ると、所得控除の適用者数は平成 23 年の 121 万 9 千人（控除額 1,219 億円）に対して平成 24 年は 50 万 5 千人（控除額 635 億円）と大幅に減少している。一方、税額控除の適用者数は、平成 23 年の 25 万人（控除額 50 億円）に対し、平成 24 年は 27 万 4 千人（控除額 52 億円）となっており、微増している。ただし、これは税額控除の適用期間の違いによるものと推測される。税額控除方式は平成 23 年 6 月に施行されたことから、平成 23 年前半の寄附については、（遡って税額控除の対象になったものの）寄附時点では控除方式の条件が異なっていたこととなり、実質的な適用期間が平成 24 年より短いといえる。

また、「平成 23 年申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」を基に、寄附金控除（所得控除）適用額を適用人員数で割った「1 人当たり寄附金控除適用額」をみると、合計所得 100

63 国税庁「平成 23 年分 申告所得税標本調査」

64 「平成 23 年分 申告所得税標本調査」で公表されている税額控除全体の 722 億円に対する「平成 23 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」で公表されている寄附金税額控除額 50 億円の割合

万以下の階級で 25,015 円、500 万円以下の階級で 51,421 円、1,000 万円以下の階級で 83,004 円と、所得が上がるほど 1 人当たり寄附金控除適用額が大きい傾向がある。これは累進税率の性質により、同額の寄附をした場合でも高所得者の控除額が大きくなることも理由として考えられるが、例えば一律最高税率が適用される 1,800 万円超の合計所得の階層を見ても、所得の増加と寄附金控除額の増加は比例しており、高所得者ほど多額の寄附をしていることが推測される。

同調査では租税特別措置法関連項目についても政党等寄附金特別控除、認定 N P O 法人寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除の適用額を集計している。1 人当たりの税額控除額⁶⁵をみると、政党等特別控除額が 305 円、認定 N P O 法人寄附金特別控除額が 354 円、公益社団法人等寄附金特別控除額が 21,452 円となっている。公益社団法人等寄附金特別控除は、その対象として公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、学校法人等が含まれ、認定 N P O 法人に比べて圧倒的に対象数が多い⁶⁶ことが、税額控除額の差の一つの要因であると推測される。

(2) 対象となる寄附金（寄附手段）

次に、寄附金控除の対象となる寄附先として列挙されている団体に対して、どのような寄附手段が控除の対象となるのかを整理する。

まずは個人が直接支援先に寄附した場合の寄附手段として、金銭による寄附と、現物による寄附に分けて整理した上で、「給与天引き寄附」も該当すると考えられる企業を通じた寄附手段についても考察していく。

① 金銭による寄附

65 同調査を元に適用額を適用者数で割った額。なお、調査項目に関する標本が僅少なため、参考値である。

66 最新の数値では、公益法人が 8,243（2013 年 4 月）、社会福祉法人が 19,498（2012 年 3 月）、学校法人が 5,543（2012 年 5 月）。認定 N P O 法人が 447（2013 年 5 月）となっている。公益財団法人公益法人協会ホームページ

（<http://www.nopodas.com/contents.asp?code=10001004&idx=100326>、2013 年 11 月 30 日アクセス）

金銭による寄附手段としては、現金手渡し、電子マネー支払、街頭募金、銀行振込み、クレジットカード引き落とし等が考えられる。この場合、寄附をしたことを証明する書類が必要であるため、寄附を受けた団体が発行した領収書等が入手できない街頭募金や匿名での寄附などについては、寄附金控除の対象にならない。

なお、郵便局や銀行での振込みにより寄附をした場合、通常の寄附金において振込票半券は証明書として認められないが、東日本大震災関連寄附を義援金の受付専用口座へ振り込んだ場合に限り、振込票半券で寄附したことを証する書類に該当するとする特例がある⁶⁷。

② 金銭以外の資産の寄附

所得税法第78条1項では、寄附金控除の適用について特定寄附金を「支出した場合」と規定しており、「支払った場合」とは規定していないため、金銭による寄附に限らないと解される⁶⁸。また、金銭以外の資産をもってする贈与について、租税特別措置法第40条（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）第15項では所得税法第78条2項の「寄附金」について除外規定を置いていることから、金銭以外の資産でも「寄附金」に含まれるとされる⁶⁹。

金銭以外の資産の寄附には、具体的には、書き損じハガキ、未使用切手、書籍、金歯、衣料品などの少額物品から、建物や土地等の不動産まで幅広い資産の寄附が考えられる。

物品の寄附については、寄附をした時の時価により寄附があったとして、原則的には寄附金控除の対象になる。ただし、書き損じハガキや未使用切手に関しては、換金する際の単価が明らかであるが、金歯や書籍、衣料品等は、時価評価の煩雑性から、寄附金控除の対象とならない旨の注書きを添えた上で寄附を募集している団体が多い。

67 国税庁「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」平成23年3月

68 西野克一編『回答事例による所得税質疑応答集（平成22年改訂版）』955頁（大蔵財務協会，2010）

69 増井良啓「個人のボランティア活動と寄附金控除」税事55号（2000）47頁

一方、不動産による寄附は、法人格を有している団体への寄附については、所得税法第 59 条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の適用を受け、時価による資産の譲渡があったものとみなされ、その財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課せられる。ただし、前述の通り、租税特別措置法第 40 条によりこれらの資産を国、地方公共団体または一定の要件を満たす公益法人等へ寄附したときは、譲渡所得が非課税とされる⁷⁰。なお非課税規定の適用を受けた場合には、特定寄附金に該当する寄附先であれば、寄附した不動産の取得価額相当額について、寄附金控除の対象になる。

③ 企業を通じた寄附

近年、ポイント寄附やクリック募金等による新しい形の寄附を導入する企業は増加傾向にある⁷¹。特に平成23年の東日本大震災発生後には、航空会社、家電量販店、スーパーマーケット、携帯電話会社等、大規模なポイントシステムを保有する民間企業が社会貢献の一環としてポイントを寄附できる仕組みを発表した。しかし、我が国においては、ポイントについて個別の会計処理の基準等は存在しておらず⁷²、ポイント発行企業は、企業会計原則等に則りつつも各企業独自の会計処理をしているのが現状である。具体的には、「ポイント引当金」等の科目でポイント発行時に負債を計上する他、消費者がポイントを使用した時に初めて費用として会計処理を行う企業もある。いずれにしても、ポイントによる寄附を実施した場合、ポイント発行企業自身による寄附金支出として経費処理されることになる。また、ポイント寄附をした消費者の情報は個人情報保護の観点からも支援先団体へ伝

70 国税庁「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例のあらまし」
国税庁ホームページ

(http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joto/annai/23300007_01.htm、
2013年12月1日アクセス)

71 日本ファンドレイジング協会・前掲注(2)64頁では、寄附経験者に聞いた寄附手段として、ポイント還元とクリック募金の寄附手段がそれぞれ約9%程度を占めており、無視できない手段になっている。

72 金融庁「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について（改訂）」平成20年7月1頁

えられておらず、寄附金控除の際に必要な証明書の発行ができない可能性がある。ポイントでの寄附について、現時点では国税庁の公式見解は出ていないものの、証明書の発行ができないとの注意書きを掲載している企業が多い⁷³ことから鑑みて、実際は寄附金控除の対象にはなっていないと考えられる。この点については、早急に税法上の取扱いを明確にする必要があると考える。

クリック募金については、企業のインターネットホームページ等をクリックする数に応じて企業の負担により寄附をする仕組みであるため、クリックした者の経済的な負担は一切なく、当然寄附金控除の対象にはならない。

また、近年の企業における福利厚生の一環として、従業員に一定額のポイントを与え、従業員が自由に福利厚生サービスを選択できる「カフェテリア・プラン」という仕組みが増加しており、ポイントの利用方法として寄附を選択できるケースも見受けられる。これについても、ポイントの使用による寄附はあくまで企業側の経費として支出されるため、従業員個人には寄附金控除の適用がないものと考えられる。

この他、寄附付き商品として、商品を購入することで寄附に参加できる取組みもある。これは、消費者の共感を呼び商品の売上げ向上も目指すマーケティング手法の一つとしてCRM（コース・リレーテッド・マーケティング）と呼ばれ⁷⁴、売上げ1リットルにつき10リットルの水をアフリカの井戸の開発によって供給できるようにユニセフに寄附をするという、ミネラルウォーターブランド「ボルビック」の「1L for 10L」等が有名であり、日本の企業においても多くの導入事例がある。消費者は寄附の仕組みに共感して、商品代に含まれると考えられる寄附金を払ってはいるが、実際には商品を購入している

73 例えば、(株)JCB、カルチュアコンビニエンスクラブ(株)、三菱東京UFJ銀行が実施するポイント寄附システムでは、寄附金控除の対象となる団体が寄附先にあげられているが、証明書を発行しないとしている。

74 長坂寿久「コース・リレーテッド・マーケティング(CRM)とNGO」国際貿易と投資 No.81 87頁(2010)

だけであるため、寄附金税制の対象になるのは、商品を販売している企業が行う寄附だけであると考えられる。

企業を通しての寄附には、当論文において注目する「給与天引き寄附」も含まれると考えられる。給与天引き寄附とは、企業が従業員に給与を支払う際、法定控除（税金、社会保険料、雇用保険料）以外の控除項目として、希望する従業員の給与からあらかじめ定めた方法で計算した寄附額を控除（天引き）し、企業が寄附をする仕組みである。ただし、前述の「ポイント寄附」「福利厚生」等と根本的に違うのは、もともと現金で支給されるはずであった給与の中から、天引きにより寄附を行っているという点である。すなわち、ポイント寄附や福利厚生による寄附の元となる経済的利益についてはそもそも寄附者の所得として課税されていないのに対し、給与天引き寄附の原資となる給与は、一度給与所得として課税されるため、課税所得から支出したと考えられる寄附について寄附金控除の対象となることについて一定の合理性があるといえる。ただし実際は、給与天引き寄附については所得税の寄附金控除と結び付いていない状況であるといえる。詳しくは第4章で後述する。

（3）所得税法の寄附金控除の根拠

次に、寄附金控除制度の概念をより深く理解するために、制度の根拠を考察する。

所得税法における寄附金控除の根拠については、国内外の学者によって様々な議論がされているが、大きく分けると「所得の計測」「報償」「誘因」「多元主義」の4つの考え方に分類される⁷⁵。以下にその概要を見て行く。

① 所得の計測

寄附は所得の任意処分（消費）ではないので控除するべきであると

75 増井良啓「所得税法からみた日本の官と民－寄附金控除を素材として－」江藤憲治郎編『融ける境超える法3 市場と組織』42頁（東京大学出版会，2005）

する考え方であり、1972年に米国のアンドルース教授が発表した論文により提唱された。この説によれば、寄附は「分けることができる私的財の排他的消費」ではないとされる。例えば、「慈善団体へ寄附を支出すると、その寄附を支出した人は、寄附を行ったという心理的な満足を得るかもしれないが、現実の財やサービスを消費した訳ではない。また、その寄附は、あくまで受け取った人が寄附を享受しており、寄附をした人が、寄附を受け取った人の寄附金の享受というものを除外する訳ではない⁷⁶⁾」として、寄附は消費ではないと捉える。純所得に課税するという所得税法の趣旨により、寄附金を所得に含めないのが所得の正式な計測であるとして、寄附金の所得控除が認められるとする考え方である。

しかし寄附金が所得の任意処分に該当しないとする説には疑問を呈する見解も多い。寄附をするかどうか、寄附先、寄附額を自分で選択できる自由があることから、所得の任意処分ではないと考えるのは無理があるとする意見⁷⁷⁾や、寄附金控除が特定の非課税組織への寄附に限定されていることについてはこの理論では説明がつかないとする批判⁷⁸⁾もある。また、寄附を行うことによって「評判」を獲得し、友人関係や政治的影響力において寄附者が「良いタイプ」に属しているというシグナルを発することができるというリターンを得ている点に着目して、寄附の消費性を認識する見解もある⁷⁹⁾。

② 報償

寄附という社会的にみて望ましいとされる行為をした人々に対して税制を通して報償を与えるという考え方である。これについても、「寄附者の動機という道徳的判断基準を、中立性を命題とする租税法の領域に持ち込むことは問題がある」「法人税法においても寄附金控

76 小池和彰「寄附金控除を支える二つの論拠－二つの論拠と結び付く税額控除と所得控除－」税経通信 2013年7月号 21頁

77 酒井克彦・前掲注(48)11頁

78 小川正雄「寄附金控除からみた所得控除」税法 547号 3頁(2002)

79 増井良啓・前掲注(75)43頁

除を認めていることとの整合性が取れない」「真に利他的な行為といえる匿名の寄附者が控除の対象とされないことへの矛盾」等の批判⁸⁰がある。

③ 誘因

寄附を促進するために税制を用いて寄附の動機を与えるとする考え方である。

昭和 37 年に所得税法の寄附金控除が導入された背景として、「公共事業の施設の設備拡充等を公費に依存するばかりではなく、民間の寄附に期待している事実が相当にあった」とされる⁸¹点も、この「誘因」を根拠としているといわれる。その前提としては「公費は租税によって賄われる以上、公費の肩代わりとなる寄附について租税上優遇措置を講じても、結局国の税制に穴があくわけではない⁸²」とする考えがあるとみられる。

また、金子宏教授は「寄附金控除は公益的事業への個人の寄附を奨励することを目的としており、その意味で一種の特別措置である⁸³」と述べており、この誘因説に立っていると考えられる。

④ 多元主義

多元主義とは、公共財提供を分担する多元的に並立する組織への支払を国家（課税）が干渉しないことを尊重する考え方をいう⁸⁴。

公共財の理論においては、市場は失敗するものであるといわれ、そのため政府が租税を徴収して公共財を提供すると考えられるが、その政府も失敗した際に、第三の道として多様な価値や選好を反映するための組織への期待が生じる。そのような組織への寄附について、個人の多様な価値や欲求を承認し育成するという観点から控除を認めよ

80 小川正雄・前掲注(78)8頁(2002)

81 藤谷武史・前掲注(24)29頁

82 増井良啓・前掲注(75)38頁

83 金子宏・前掲注(47)187頁

84 藤谷武史・前掲注(24)31頁

うとする考え方である。この主義をとる場合、控除の対象となる寄附先の活動の是非を詳細にわたるまで政府が判断するというのはおかしく、外形的な要件にとどめるべきであるとされる⁸⁵。民主党政権時代において「新しい公共」という価値観のもと導入された「市民公益税制」は、その名が示す通り、多元主義の影響を受けていると考えられる。

以上の4つの根拠を我が国の現行制度に照らし合わせると、まず特定公益増進法人への寄附を控除対象とする点は、政府が重視する公共財供給に民間資金を導入するための誘因措置という性格（③誘因）によるものといえる。次に、活動内容には立ち入らず外形的な基準のみをその要件とする認定NPO法人への寄附を控除対象とする点は、従来の「官主導」に代わる公益発見⁸⁶を目指している点で④多元主義によるものといえる。

（4）税額控除と所得控除を巡る議論

現行の所得税法では、全ての寄附についてではないものの、税額控除と所得控除の選択制をとっており、2つの控除方式の併用方式になっている。この点について、所得税の寄附金控除は、税額控除方式と所得控除方式のどちらがより適性かという論点が、寄附金控除の根拠を絡めて多くの学者や実務家の間で議論されている。

所得控除と税額控除は、ともに一定額を税額算定過程において控除することで税負担を軽減するという点で共通しているが、いくつかの相違がある。所得控除方式は税率適用前の所得金額に一定金額が控除されるため、適用される税率によって軽減される税額に差が生じることになり、高い累進税率が適用される高所得者に有利に作用するとされる。これに対し税額控除方式は、算出税額から税率適用後に一定金額を控除されるため、適用される税率に関係なく軽減税額は同じにな

85 増井良啓・前掲注(75)47頁

86 藤谷武史・前掲注(24)31頁

る。その結果、所得控除方式に比べ低所得者に有利であるとされる。この2つの方式のどちらを採用するかについては、昭和37年に税額控除方式で始まり、昭和42年より所得控除方式に改正された寄附金控除の沿革をみても、政策的判断が難しいことが分かる。

平成23年の税制改正により、公益社団法人等や認定NPO法人等への寄附が税額控除の対象になったことについては、従来の高所得者への偏った優遇制度を緩和する点で一定の評価を得ているが、「草の根の寄附を促進する⁸⁷⁾」という税額控除導入の趣旨からすると、税額控除の対象となる団体が所得控除の対象に比べ限定的であることに批判的な見解⁸⁸⁾もある。また、税収の減少を懸念して税額控除の限度額を設けているのに、税額控除の限度よりも有利な結果をもたらす所得控除を選択できるようにしていることは、制度として矛盾が生じている⁸⁹⁾という指摘もある。

一方、「租税特別措置は、(中略)同じ経済的地位にある者に対しては同じ負担をという負担公平の原則を多少なりとも犠牲にし、また所得税の総合累進課税構造を弱めたり、納税者の納税道徳に悪影響を及ぼしたりする虞れのある性格を帯有しているものと認められる」という大嶋訴訟での判決⁹⁰⁾をもとに、高所得者に有利な政策税制であることのみをもって所得控除を問題視する必要はないとする見解⁹¹⁾や、高所得者が行う寄附は、低所得者の受益を通じて所得の再分配機能を有することから、むしろ高所得者にこそ寄附のインセンティブを与えるべきという見解⁹²⁾もある。

「平成23年申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」によれば、寄附金控除(所得控除)の利用者のうち約20%

87 『新しい公共』円卓会議・前掲注(6)

88 段野聡子「寄附金控除制度と社会参画—税制の役割—」福井県立大学経済経営研究27号80頁(2012)

89 奥谷健・前掲注(36)36頁

90 京都地裁昭和49年5月30日判決(行集25巻5号548頁)

91 酒井克彦・前掲注(61)160頁

92 酒井克彦・前掲注(35)141頁

⁹³は所得金額 2,000 万円超の高所得者層であり、この層が控除額全体の約 63%の額を占めている現状を鑑みると、高所得者の寄附協力なしには「民間資金の公的事業支援」という政策目的の達成は難しい。寄附金控除の控除率が低下すると寄附額が減少するという点について、いくつかの研究⁹⁴によって指摘されていることを考えると、平成 23 年度の改正において、税額控除方式を導入しつつも所得控除方式の選択制とした政府の方針は、一定の合理性があると考えられる。ただし、税額控除の具体的な制度設定については、所得控除の対象と全て同じとする⁹⁵ことや、現行では寄附金額の 40%と設定している限度額を撤廃する全額税額控除等⁹⁶の提案がなされており、検討の余地があると考えられる。

3. 小括

第 1 章では、所得税法の寄附金控除制度を中心に、我が国における寄附金税制を概観した。小括として、以下の通り整理する。

(1) 税法ごとの整合性

法人税法と所得税法における寄附金税制の対象範囲や限度額の差異等、税法間の整合性が取れていない面がある。特に不動産寄附について「所得税法の寄附金控除の対象となる特定公益増進法人」「所得税法のみなし譲渡所得の非課税制度の対象となる法人」「相続税法の非課税制度の対象となる法人」が一致していないことには問題があり、税法間や省庁間の連携、調整により統一的な見解を示す必要があると考えられる。

(2) 所得税の寄附金控除の利用状況

93 同調査の合計所得金額別利用者数の数値を元に筆者計算

94 跡田直澄ほか「非営利セクターと寄附税制」ファイナンシャル・レビュー65号74頁(2002)など

95 段野聡子・前掲注(88)80頁

96 山内直人「新しい公共のための寄附税制のあり方とは」税弘2010年3月号3頁

平成 23 年に東日本大震災の影響を受けて利用者や適用額が大幅に上昇したものの、平成 24 年に落ち込んでいる状況を見る限り、今後とも恒常的な制度の普及啓発活動や、寄附金控除を使いやすくする新たな仕組みも必要である。その一つとして当論文の研究テーマである「寄附金控除の年末調整制度化」を位置付けていきたいと考える。

（３）所得税法における寄附金の範囲

ポイント寄附をはじめ、近年の社会情勢の変化により新しい寄附手段が大きく進化しているのに対し、寄附金税制が追いついていない様子が垣間見える。そもそも、所得税法上では、寄附手段について明記している規定がほとんどなく、実務上「寄附金」の判断が非常に難しい状況である。寄附手段については、政府としての見解を随時公表し、柔軟に対応していく必要があると考える。

（４）所得税法における寄附金控除の根拠

我が国の所得税法における寄附金控除の根拠を考えると、高所得者による高額寄附と、高所得者以外の者による草の根の寄附のどちらを促進したいのか見えにくい。ただし、所得控除と税額控除の選択方式としたことは、寄附を受け入れる環境づくりとして一定の合理性があり、評価されるべきであると考えられる。

第2章 我が国における源泉徴収制度と年末調整制度

この章では、「寄附金控除の年末調整制度化」を提言するための基礎資料として、我が国における給与所得の源泉徴収制度と年末調整制度について歴史的背景も交えて整理する。なお、所得税の源泉徴収制度は、給与所得、配当所得、報酬・料金等、利子所得等に区分されるが、本論文では、研究テーマである年末調整制度との関係が深い「給与所得の源泉徴収」に絞って整理していく。

1. 沿革

我が国における所得税は明治20年、イギリスの制度にならって導入された。その後、戦費調達のための税収確保を目的として行われた昭和15年の税制改正により勤労所得の基礎控除が引き下げられ、所得税の納税人口は一挙に増加した。大衆課税化した所得税を確実にかつ迅速に徴収するための手段として、同年の改正により勤労所得に対する源泉徴収制度が導入された⁹⁷。

その後、昭和22年の改正において「民主性」と「効率性」の面から⁹⁸所得税の申告納税制度が導入されると、源泉徴収制度は「確定税額を申告・納付する際の積算を前提とし所得税を前取りしておく」性質のものとなった。この改正では同時に、ドイツにならった年末調整制度が創設され、年収5万円以下の給与所得者の場合には確定申告手続きを省略して、年末調整のみで所得税の納税を完結することとなった。本来的には租税行政庁が担う役割を源泉徴収義務者に課する点については、戦後の税務職員不足が背景として考えられる。

昭和25年には、シャウプ使節団により「年末調整を税務署へ移管すること」等⁹⁹の勧告を受けたが、その後抜本的な改正はないまま、

97 金子宏「わが国の所得税と源泉徴収制度－その意義と沿革－」日税15号6頁(1991)

98 今本啓介「申告納税制度と源泉徴収制度の関係－申告納税制度の下での源泉徴収制度のあり方を含めて－」税研153号34頁(2010)

99 連合国最高司令官本部『シャウプ勧告報告書第4巻』D10頁(1949)

現行の源泉徴収制度及び年末調整制度に続いている。

2. 制度の概要

(1) 源泉徴収制度

平成23年度の国の租税及び印紙収入¹⁰⁰は42兆8,326億円となっており、そのうち源泉所得税は11兆108億円(25.7%)を占めている。これは法人税の9兆3,514億円(21.8%)、消費税の10兆1,946億円(23.8%)、申告所得税の2兆4,654億円(5.8%)を上回り最も高い割合となっている。さらに源泉所得税額の内訳を見ると、給与所得が約7割を占めており、給与所得にかかる源泉所得税が我が国の税収にとっていかに重要な位置付けにあるか分かる。

所得税は、所得者自身が所得とそれに対する税額を計算し、確定申告をして自発的に納税する「申告納税制度」を採用している。給料や賃金等によって生計を立てている給与所得者についても、申告納税の建前に従って所得税の課税が行われることになるが、給与所得者は、一般的には給料や賃金等の収入以外に所得のない場合が多く、給与の支払者の下で比較的容易に総合課税の要請(その年中に各人に帰属する全ての所得を総合し、その所得の総額から基礎控除額や扶養控除額などの所得控除額を差し引き、その残額に税率を適用して課税すること)に応ずることができるため、給与所得に対する所得税については、源泉徴収制度を採用し、給与の支払者が給与を支払う際に、支払額に応じた所得税をその給与から差し引いてこれを国に納付する仕組みとなっている¹⁰¹。

具体的には、給与支払者は「給与所得の源泉徴収税額表」に基づいて月々(日々)の給与に係る所得税を給与所得者から徴収(天引き)し、給与支払月の翌月10日までに納付する。ただし給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、納付手続きを簡便に

100 国税庁「第137回 国税庁統計年報 平成23年度版」6-10頁

101 国税庁「平成25年版源泉徴収のあらまし」13頁

するため、年2回まとめて納付する「納期の特例」の制度が設けられている。

源泉徴収制度は、膨大な金額の所得税を徴収しうる「所得税徴収機能」と、誰にどれだけ所得があるのかを把握しうる「所得把握機能」を有し、租税の確実かつ正確な徴収のためにきわめて能率的であり¹⁰²、また、源泉徴収の対象となる所得の支払者に租税徴収機構の一翼を担わせることによって、行政コストの節約にも大きく寄与している¹⁰³として、高く評価されている。一方、制度の問題点を指摘する議論もあるが、詳しくは後述する。

(2) 年末調整制度

「平成24年分民間給与実態統計調査」によれば、1年を通じて勤務した給与所得者4,556万人のうち、年末調整を行った者は4,128万人(90.6%)となっている。平成24年分の確定申告者数が2,149万人¹⁰⁴であったことを考えると、年末調整制度の対象者の規模の大きさを計り知ることができる。

年末調整制度は、給与所得者の各年の納付すべき所得税を各年最後の給与等支払の際に精算するという、源泉徴収の延長にある制度であり、給与支払者が行うものとされている¹⁰⁵。

年末調整の対象は、給与所得者のうち①1年を通じて勤務している者、②年の途中で就職し、年末まで勤務している者、③年の途中で退職した者のうち、一定の要件を満たした者等であり、逆に対象とならないのは、①本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える者、②2か所以上から給与をもらっており、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している者、③1か所から給与等の支払を受けており、給与所得及び退職所得以外の所得金額が

102 金子宏・前掲注(97)47頁

103 金子宏・前掲注(97)48頁

104 国税庁「平成24年分税務統計(2申告所得税関係)」10頁

105 所法第190条(年末調整)

20万円以下である者等である¹⁰⁶。

また、年末調整では考慮されない「雑損控除」「医療費控除」「寄附金控除」の所得控除がある場合や、源泉徴収の基礎となる扶養控除等申告書の記載に漏れがあるような場合は、結果的に過大な源泉徴収がなされていることになる。このような場合、受給者は、確定申告を行い、源泉徴収をされたまたはされるべき源泉所得税額を確定申告に係る算出税額から控除し¹⁰⁷、還付¹⁰⁸を求めることができる¹⁰⁹。

3. 制度を巡る議論

(1) 源泉徴収及び年末調整の事務負担

源泉徴収及び年末調整の規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかった者は、所得税法第240条に定める罰則規定により10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金が科されることから、源泉徴収及び年末調整は源泉徴収義務者である給与支払者にとって、実質的には義務であるといえる。

源泉徴収にかかる経費等については、源泉徴収義務者が負担することになっており、現行制度上、国からの交付金はない。なお、給与所得の源泉徴収制度が開始された昭和15年当初には、源泉徴収義務者は国から徴税代行人と位置付けられ、源泉徴収に伴う事務負担の一部補償の意味で納税者1人当たり10銭の交付金が支給された。交付金はその後20銭に上がり、最終的には50銭になったが、交付金制度は昭和22年、申告納税制度と年末調整制度が導入された際、廃止された¹¹⁰。

この源泉徴収の義務については、「制度運用のコストとして、重い法律上の義務や財政的な負担が、支払者に課せられていることは否定できない¹¹¹」「源泉徴収義務者に相当の人員と事務に基づく負担をか

106 所法第121条（確定申告を要しない場合）

107 所法第120条1項（確定所得申告）

108 所法第138条1項（源泉徴収税額の還付）

109 宮谷俊胤「源泉徴収制度の概要と問題点」日税15号67頁（1991）

110 金子宏・前掲注(97)48頁

111 畠山武道「源泉徴収制度の法律関係・争訟手続」日税集15号295頁（1991）

けながら、課税庁側で手数料を支払わずにこれを強制することは、制度の弱点であるといわれてきた¹¹²⁾などと問題視する指摘が多い。源泉徴収義務者が年末調整の事務にかけた費用（徴税協力費）について税理士報酬規定をもとに擬制計算した研究¹¹³⁾によれば、徴税協力費は1,659億円とも試算される。このような負担を源泉徴収義務者が負っていることについて、昭和37年に争われた裁判事例があるので、以下で考察する。

《源泉徴収義務の違憲性が問われた裁判事例》

最高裁 昭和 37 年 2 月 28 日大法廷判決（民集 16 卷 2 号 212 頁）

① 事案の概要¹¹⁴⁾（事実関係）

飲食店を経営していた X（原告・控訴人・上告人）は、昭和 25 年から昭和 26 年までの計 12 回にわたり、従業員に給与を支払う際の源泉徴収義務を果たさず、合計 464 万 3000 余円の所得税の徴収及び国庫への納入を怠ったとして、所得税法違反で起訴された。これに対し X は、源泉徴収の規定は憲法第 29 条（財産権）¹¹⁵⁾及び第 14 条（平等権）¹¹⁶⁾に違反すると主張したことから、その違憲性が争われた事案である。

② 原告の主張

I. 憲法第 29 条違反

源泉徴収制度は、政府が行政事務に協力させるために源泉徴収義務者にその私有財を使用させることになっているのに、これに対し何

112 渡辺徹也「申告納税・源泉徴収・年末調整と給与所得」日税 57 号 141 頁（2006）

113 横山直子「源泉徴収・年末調整システムにおける徴税コスト」経済学情報学論集 14 号 121 頁（2000）

114 斉藤貴男『源泉徴収と年末調整』95 頁（中央公論社,1996）

115 日本国憲法第 29 条

財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

116 日本国憲法第 14 条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

らの補償も考慮していない。これは憲法第 29 条 1 項の私有財産不可侵の宣言に違反した法律であり、同時に同第 29 条 3 項の私有財産使用正当補償制度に違反する。

II. 憲法第 14 条違反

(i) 勤労所得者と事業所得者の不平等

源泉徴収制度は、勤労所得者と事業所得者の間に同じ納税義務者でありながら、著しく不平等な取扱いをしているものであり、無効である。また、勤労所得者は所得の支払を受ける都度所得税を徴収されるのに対し、事業所得者は年 3 回（しかもそのうち大部分の納税者は年 1 回）に申告所得に対する所定の所得税を納付することになっている。さらに、毎月税額を天引き徴収される勤労所得者は確定申告の際に納付すればよい事業所得者よりも 1 年以上も早く税金を納付させられる場合があるのに、この早期納税について当然考慮されるべき利息相当額の割引は勿論何等の報償も与えられないことになっている。

(ii) 徴税義務者と一般国民の不平等

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者に対して特別負担をしかも無償で一方向的に命じて一般国民と不平等な取扱いをしている。

③ 裁判所の判断

最高裁では、上告人の請求を棄却した原審（東京高裁昭和 31 年 2 月 16 日判決）の判断を是認し、上告を棄却した。判旨は以下の通りである。

I. 憲法第 29 条違反の主張について

(i) 税徴収の方法としては、担税義務者に直接納入させるのが常則であるが、税によっては第三者をして徴収且つ納入させるのを適当とするものもあり、実際においてもその例は少なくない。

(ii) 給与所得者に対する所得税の源泉徴収制度は、これによって国は税収を確保し、徴税手続を簡便にしてその費用と労力を節約し得るのみならず、担税者の側においても申告、納付等に関する煩

雑な事務から免れることができる。また、徴税義務者にしても、給与の支払いをなす際、所得税を天引きしその翌月 10 日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところ全くなしとはいえない。

よって、源泉徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的であり、合理的であって、公共の福祉の要請にこたえるものである。

- (iii) 源泉徴収義務者の負担は憲法第 29 条第 3 項にいう公共のために私有財産を用いる場合には該当しないので、同条項の補償を要するものでもない。

II. 憲法第 14 条違反の主張について

- (i) 勤労所得者と事業所得者の不平等

租税はすべて最も能率的合理的な方法によって徴収されるべきものであるから、同じ所得税であっても、所得の種類や態様の異なるに応じてそれぞれにふさわしいような徴税の方法、納付の時期等が別様に定められることはむしろ当然であって、それ等が一律でないことをもって憲法第 14 条に違反するということはできない。

- (ii) 徴税義務者と一般国民の不平等

法は、給与の支払をなす者が給与を受ける者と特に密接な関係にあって、徴税上特別の便宜を有し、能率を上げ得る点を考慮して、これを徴税義務者としているのである。このような合理的理由がある以上これに基づいて担税者と特別な関係を有する徴税義務者に一般国民と異なる特別の義務を負担させたからとして、これをもって憲法第 14 条に違反するものということとはできない。

④ 研究と意見

当判決については、「給与支払者に要求される事務といってもそれは給与支払に要する通常の事務に付随して行われうる程度のものであって、この程度のことは、人を雇用している事業経営者が受

忍すべきこと」とする見解¹¹⁷もあるが、「給与の支払いをなす際、所得税を天引きしその翌月 10 日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところ全くなしとはいえない。」という点に対しては、「手数料の代わりに、取り立てた税金を運用して金利を稼ぐような考え方は、法律論としてどうかと思われる¹¹⁸」という指摘もあり、かつて源泉徴収義務に対し国から補償が行われていた経緯からも、補償を与えるべきとする考えは十分成り立つとする意見¹¹⁹もある。

この裁判から 50 年以上が経過した現在、非正規雇用や在宅ワークなど就業形態の多様化により、給与支払者と受給者の関係性は大きく変わっており、この判決にいう「支給者と受給者の特に密接な関係」が存在しているかは疑問である。また、当判決では源泉徴収義務についてのみ争われているが、年末調整まで含めた事務負担について考えると、「公共の福祉の要請」だけでは説明がつかず、源泉徴収義務者の負担軽減または補償制度の必要性があると考えられる。

(2) 民主主義的租税制度からの問題点

平成24年に年末調整を行った者が4,128万人¹²⁰であったことは制度の概要で触れたが、一方、平成24年分の確定申告を行った者のうち合計所得が2,000万円以下の「給与所得者」は約900万人となっている¹²¹。統計資料のベースが異なるため単純計算はできないものの、4,128万人のうち約900万人（約2割）が確定申告をしたとみることができ、逆にいえば年末調整を行った給与所得者のうち約8割は確定申

117 橋本公巨「源泉徴収と特別徴収の合憲性」判例時報 295号 9頁(1962)

118 三井明「所得税の源泉徴収制度は違憲か」ジュリ 248号 30頁(1962)

119 渡辺徹也・前掲注(112)140頁

120 国税庁「平成24年分民間給与実態統計調査」26頁

121 国税庁「平成24年分税務統計(2.申告所得税関係)」29頁を元に筆者集計。同調査では、他の所得に比べ給与所得額が一番大きい者を「給与所得者」と分類している。合計所得金額2,000万円以下を集計したのは、年末調整の対象外である年間給与収入2,000万円超の給与所得者がある程度除外するためである。ただし収入と所得の違いがあるのに加え、年末調整の有無については不明であるため、あくまで参考程度の値である。

告をしていないことが推測され、大半の給与所得者が年末調整で所得税の課税関係を完結している状況がうかがえる。これは裏を返せば、給与所得者の大半は申告の機会を付与されていない結果¹²²といえる。金子宏教授は、「民主主義的租税制度の観点からは、国家は主権者である国民自身によって財政的に支えられるべきものであるから、国民が自らの責任において自らの税額を計算し、自らの責任においてそれを納付する制度が好ましい。」とし、「この見地からは、給与所得について原則として年末調整によってすべての課税関係を終了させる制度は、どんなに行政効率の観点からはメリットがあるとしても、決して好ましいものではない。長期的な方向としては、給与所得者にも、たとえ選択的にであれ確定申告の機会を与えることが好ましい。」と述べている¹²³。

この「年末調整選択制」については、近年においては税理士会等の実業界からも「年末調整選択制」の改正の要望が出ている状況であり¹²⁴、「年末調整を選択するかどうかの過程において、個々の被用者は自らに関する源泉徴収税額と向き合い、その内容を理解する」「使用者側のコストが減少する」「(年末調整の必要書類に含まれる)プライバシー保護の観点からも評価されうる」「就業形態の多様化により、年末調整で課税関係が完結しない者の増加が予測される中で、意味のない年末調整を減らすことができる」などのメリット¹²⁵があるといわれている。

一方、源泉徴収義務者に対しては支払調書等のさまざまな情報提供義務が強化され¹²⁶、また課税庁側には各種調書と確定申告書のマッチングコストが増大することで、全体の徴税費用が増加して効率性を損なう可能性があるという指摘¹²⁷もある。また、年末調整をしない

122 今本啓介「申告納税制度と源泉徴収制度の関係－申告納税制度の下での源泉徴収制度のあり方を含めて－」税研 153号 34頁（2010）

123 金子宏・前掲注(97)48頁

124 日本税理士会連合会「平成26年度・税制改正に関する建議書」6頁

125 渡辺徹也・前掲注(112)142頁

126 水野忠恒ほか「給与所得課税のあり方」税研 79号 32頁（1998）

127 今本啓介・前掲注(122)36頁

ことを選択した場合、税収確保の観点から還付が前提になるように徴収税額が決められる可能性が高い¹²⁸が、年末調整を選択した場合と確定申告を選択した場合で税負担が大きく異なるようなことがあってはならないとする見解¹²⁹もあり、制度設計の難しさがうかがえる。

ところで、平成25年5月24日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）が参議院で可決され、成立した。このマイナンバー制度は社会保障、税、災害対策の3つの分野で平成28年から活用されることとなる¹³⁰ため、給与所得者の源泉徴収制度における利用も想定される。このマイナンバー制導入により、課税庁側は各種法定調書と納税者本人に関する名寄・突合が容易になり、マッチングコストが大幅に軽減されることが予想される。また、マイナンバー制度と同時に導入が進められる「マイ・ポータル」という、国民が行政の持っている自分の情報に容易にアクセスできる仕組みや近年普及が進む「e-Tax¹³¹」を効果的に使えば、確定申告に関する給与所得者の負担が緩和される可能性がある。これらのことから、マイナンバー制度は年末調整制度の廃止に道を開く可能性があるとする見解¹³²もあり、今後、年末調整制度を巡る議論が大きく進むと考えられる。

4. 小括

源泉徴収制度及び年末調整制度により確保される給与所得にかかる源泉所得税は、我が国の税収においても非常に大きな割合を占め、国家の財源として重要な位置付けとなっている。また、その徴税事務を給与支払者である源泉徴収義務者が代行していることから徴税コ

128 渡辺徹也・前掲注(112)143頁

129 今本啓介・前掲注(122)36頁

130 吉村政穂『『マイナンバー制度』の概要と課題』税研170号24頁(2013)

131 国税電子申告・納税システム。国税庁「平成24年度におけるe-Taxの利用状況等について」によれば、平成24年度の所得税申告におけるオンライン(e-Tax)利用率は50.4%となり過半数を超えた。

132 渡辺徹也『『マイナンバー制度』と所得税・住民税－給与所得者に関する年末調整・現年課税を中心に－』税研170号40頁(2013)

ストがおさえられ、徴税制度として非常に優れた仕組みになっているといえる。

一方で、そのしわ寄せを受けているのが、事務負担を負う源泉徴収義務者と、民主的な税申告権利を付与されていない給与所得者である。政府の目指す税込確保と、源泉徴収義務者が求める事務負担軽減は平行線であるが、妥協案のひとつとしては「年末調整選択制」があり、マイナンバー法成立により今後議論が広がる可能性がある。ただし長年続いた年末調整制度から申告納税への移行には給与所得者の納税意識を変える必要もあり、制度設計の面からも実現は容易ではないことがうかがえる。

このような状況を踏まえ、本論文の研究テーマである「寄附金控除の年末調整制度化」については、まずは現行の年末調整制度を前提として検討することとしつつも、源泉徴収義務者の事務負担面を配慮した仕組みづくりに重点を置きたいと考える。

第3章 諸外国における寄附金税制と源泉徴収制度

寄附金税制¹³³や給与所得にかかる源泉徴収制度は、諸外国においても導入されている。この章では、我が国における両制度を客観的な視点から捉えるための基礎資料として、寄附大国といわれるアメリカ、寄附金税制で独自の制度を有しているイギリス、我が国の年末調整制度に大きな影響を与えたといわれるドイツ、他の欧米諸国とは大きく異なる税制を有しているフランス、同じ東アジアとしての韓国について、制度の概要を見て行く。

1. アメリカ

(1) 寄附金税制

① 寄附の状況

アメリカは、年間寄附規模が2,984.2億ドル(約23兆8,736億円)と推計され¹³⁴、他国に比べて圧倒的に大きい。チャリティーズ・エイド財団(Charities Aid Foundation:CAF)が実施した調査において、アメリカはGDPに対する寄附額の割合が1.5%を上回っており(2006年)、世界的にみて極めて高い水準である。寄附の内訳を見ると80%以上が個人による寄附であり、寄附先としては教会をはじめとする宗教関係の団体が寄附全体の30%以上を占める(2005年)。

② 所得税(連邦所得税)における寄附金税制

内国歳入法¹³⁵501(C)(3)に規定される免税団体に個人が寄附をした場合には、所得控除の1つとして寄附金控除が認められる。免税団体(2011年時点で100万団体以上が対象である¹³⁶)は「パブリッ

133 当章における諸外国の寄附金税制の記述は、新日本監査法人・ERNEST&YOUNG『諸外国の税制に関する調査研究事業報告書』(2008)を参考もしくは一部を引用している。

134 山内直人ほか・前掲注(13)173頁

135 アメリカでは、日本のように税の種類ごとに法律が整備されておらず、関税を除くアメリカ国内の税制について「内国歳入法」において一括して規定している。

136 山内直人・前掲注(13)173頁

ク・チャリティ」「事業型民間財団」「非事業型民間財団」に区分され、それぞれについて寄附金控除の限度額を設定している。控除限度額は、現金の寄附、評価性資産の寄附別に寄附先ごとに設定されており、所得の 20%（非事業型民間財団への評価性資産の寄附）から 50%（パブリック・チャリティ又は事業型民間財団への現金の寄附）となっており、限度額を超過した額は、5年間の繰越しが可能である。

連邦税制上最も優遇される「パブリック・チャリティ」は、内国歳入法に定められた要件を満たし、広く社会から支持されている団体であり、公的機関や、公的支援を受けている団体、パブリック・チャリティの支援団体、公共安全試験団体等が該当する。

なお、連邦所得税の計算過程では、納税者は、必要経費の控除として概算控除（定額控除）と実額控除（項目別控除）を選択できるが、寄附金控除は、実額控除を選択した場合にのみ利用することができる。概算控除は 7 割程度の納税者が選択し、実額控除は高所得者が選択する割合が高い¹³⁷。

また、寄附金控除には、現金や評価性資産の寄附のみならず、免税団体でのボランティア活動に伴って支出した旅費、交通費、宿泊費、作業服などの費用も一定の基準により対象とすることができる規定がある。

（2）給与所得の源泉徴収制度

アメリカでは、原則として全ての個人に、所得税を申告して納付する義務があり、課税年度終了後から 4 ヶ月目の 15 日までに申告書を提出しなければならない。賃金所得は、原則として雇用者（給与等の支払者）による源泉徴収に服するが、我が国のような年末調整の制度はない。「賃金」の定義は歳入法典第 3401 条において、「雇用者のための被用者によるあらゆる役務提供に対する報酬」と規定されている。

137 岩田陽子「アメリカの NPO 税制」レファ No. 644 40 頁 (2004)

雇用者との関係(支配管理権限や器具・労働場所の提供があるか等¹³⁸⁾により独立契約者とみなされる場合は被用者(給与所得に係る納税義務者)には該当せず、雇用者は賃金にかかる源泉徴収義務が発生しない。

被用者は、勤務開始の初日までに「FormW-4」という書類を雇用者に提出しなければならない。この書類には、被用者の課税上の状態(既婚か未婚か、扶養家族は何人いるか等)が示されており、雇用者はその情報に基づいて源泉徴収額を決定する。この書類の提出がなかった場合は、被用者はその賃金に適用されうる最高の税率で徴収されることになる。雇用者は、その年の1月から12月までに支払った賃金や徴収した税額、社会保障税の額を記載した「Form-W2」という書類の写しを被用者に渡し、被用者はその書類をもとに自ら申告を行う¹³⁹。

寄附金控除については、前述のとおり申告において被用者が実額控除を選択した場合にのみ適用されることとなる。

2. イギリス

(1) 寄附金税制

① 寄附の状況

イギリスでは、キリスト教の教義に裏打ちされた「成功者ほど社会に還元する」という精神のもと、王室を含め国民全体が寄附やボランティアに積極的であったが、1990年代の個人のボランティア団体への寄附減少を受けて2000年にチャリティ税制改革が行われた結果、2006年のGDPに対する寄附額の比率はアメリカに次いで高く、寄附総額の規模は147億ポンド(約1兆7,640億円(2010年))と推計される。

② 所得税における寄附金税制

イギリスにおける個人を対象にした寄附金税制には、「ギフト・エ

138 中里実「アメリカにおける給与所得課税」日税57号178頁(2006)

139 渡辺徹也「アメリカの源泉徴収に関する制度」税研153号46頁(2010)

イド」「給与天引き」「現物寄附」の3つの制度がある。また、寄附金税制の優遇が受けられる「チャリティ」と呼ばれる団体は、2010年時点で16万団体以上¹⁴⁰ある。

(i) ギフト・エイド

寄附金にかかる税額分を源泉徴収して歳入関税庁に納め、残りの額をチャリティに寄附すると、チャリティは申請により源泉徴収分の還付を歳入関税庁から受け取ることが出来る制度をいう。寄附者の所得控除はないが、寄附者全体の40%が利用しており、高額な寄附者になればなるほど、利用率が高くなっている。

(ii) 給与天引き（ペイロール・ギビング）¹⁴¹

個人がチャリティに給与天引き方式で寄附する制度をいい、所得控除が可能である。1986年に導入された制度で、従業員が企業主と契約し、税引き前の給与から一定額をチャリティに寄附するものである。従業員は寄附額を天引きした後の給与所得に対し源泉所得税が課されることになる。給与天引きされた給与は歳入関税庁の承認を受けた機関「ペイロール・ギビング・エイジェンシー」にプールされ、60日以内に個々の従業員が指定したチャリティ団体に従業員の定めた金額の寄附を行う。従来、寄附の上限（＝所得控除の上限）は年間120ポンドと定められていたが、2000年に上限が撤廃された。

この制度のメリットとしては、第3者であるペイロール・ギビング・エイジェンシーが関わることで、会社が一度寄附額を従業員から預かってその後支援先へ直接寄附するよりも、給与天引き寄附制度の信頼性（従業員が希望する寄附先へたしかに届けられたか）が担保される点である。それに加え、この制度では、従業員がどの団体への寄附を希望しているか企業側に知らせる必要がない¹⁴²ため、寄附先団

140 山内直人・前掲注(13)173頁

141 網倉章一郎「英国のチャリティに関する租税制度」公益法人協会『英国チャリティ調査ミッション報告書』20頁(2004)

142 J S T 理科教育支援センター「日・米・英の寄附金控除制度」資料10(2009)

体の活動内容等から表れる従業員の思想・信条等のプライバシーを守ることができる点も優れている。

(iii) 現物寄附

チャリティへの証券や株式の現物寄附については、キャピタル・ゲイン税（簿価と寄附時の時価の差額に係るもの）が原則免除になり、さらにその株式の市場価格分の所得控除ができる制度である。

上記の3つの制度の対象となる「チャリティ団体」とは、民間公益法人を示す。その登録審査はチャリティ委員会（チャリティを一元管理するために設置された、歳入関税庁から独立した組織）によって行われ、公益性の要件を満たすチャリティとして認められると団体及び団体に寄附をした者が税制上の優遇措置を受けることができる。

(2) 給与所得の源泉徴収制度

イギリスにおいても、所得税は申告納税方式が原則となっている。ただし、PAYE（Pay As You Earn）というイギリス特有の「累積的源泉徴収」により、源泉徴収だけで課税が完結する者は申告を要さない。PAYEとは、雇用者が被用者に給与等を支払う際に、歳入関税庁が定めるPAYE規則に基づいて計算した所得税を天引きし、毎月1回（中小規模雇用者は選択により四半期ごとに）納付する制度をいう。この制度において、給与所得にかかる所得税額は、まず総給与収入金額（その課税年の累計額）から実額の必要経費額を控除し、所得控除をした上で超過累進税率を適用し、そこから税額控除をして算出される。実額の必要経費については、イギリスでは控除対象とされる必要経費項目が限定されているため、雇用者側で計算することが可能である。ただし、雇用者が累積的源泉徴収を原則通り実施するのは多大な負担となるため、前年の給与所得額を基礎として毎月源泉徴収納付すべき所得税額を、税務署長が雇用者と個々の被用者に通知する

制度があり、一般的にはこの制度が普及している¹⁴³。

イギリスには年末調整制度はないが、毎回の源泉徴収が所得控除や税額控除も含め精緻に実施されているため、PAYEだけで課税関係が完結して申告不要となる可能性があり、結果的に源泉徴収と年末調整で課税関係が完結する我が国の制度と同様の効果をもつ。なお、給与天引き寄附をした場合は、天引きした寄附額（上限なし）を給与所得から控除した額に対して課税されることとなる。

3. ドイツ

(1) 寄附金税制

① 寄附の状況

ドイツの社会貢献活動の基本としては、「アブシディアリティ（補完）」というカトリック社会の価値観がある。これは、自己の能力で活動できるうちは援助しないが、自己の能力で活動困難な場合には、援助することが社会市民としての義務であるとする考え方をいう。そのため、アメリカやイギリスに比べると寄附額のGDP比率は低い水準にあり、個人の寄附総額は2005年時点で44億ユーロ（約5,060億円）と推計される¹⁴⁴。2007年には非営利団体に対する抜本的な税制改革が行われ、寄附金税制が大きく前進した。

② 所得税における寄附金税制

もっぱら公益、慈善、教会支援のいずれかを目的とする非課税団体のうち、特定の者を優遇しないこと等の条件を満たして税務署の認定を受けた団体への寄附については、課税所得の20%と、年間売上高・支払給与の合計額の0.4%のいずれか大きい金額まで所得控除できる。なお、限度超過額は繰越しが可能である。

143 岩崎政明「イギリスの源泉徴収制度－PAYE制度を中心として－」税研153号55頁（2010）

144 加藤慶一「NPO税制の拡充について」レファNo.715 56頁（2010）

(2) 給与所得の源泉徴収制度¹⁴⁵

ドイツの給与所得に係る所得税は「賃金税」と呼ばれ、源泉徴収制度が採用されている。被用者は、源泉徴収による賃金税の控除を受けるために、暦年開始前または雇用関係開始時に、その雇用者に賃金税票（該当する課税分類、「子ども扶養控除」がある場合にはその人数、納税者番号等を記載した書類）を提出する。雇用者は賃金税届出期間（通常毎月であるが、全暦年の賃金税の納税額が800ユーロ以下の場合には暦年）経過後10日以内に、事業所所在地の税務署に賃金税の納付をし、毎月納付された賃金税が当該暦年の終了時に確定する税額に不足している場合には、賃金税年末調整が行われる。なお、年末調整は調査対象年の12月31日現在の被用者が10人以上である雇用者に義務付けられている。

ただし、毎月納付された賃金税が多すぎた場合（被用者が支払った必要経費の額が、源泉徴収の際に概算控除された額よりも多く、申告をした方が算出税額が安くなる場合等）には、被用者が自ら納税申告をして、税務当局による減額（還付）査定を請求することができる。

なお、寄附金控除については源泉徴収及び年末調整では考慮されないため、自ら納税申告をした場合にのみ適用がある。

4. フランス

(1) 寄附金税制

① 寄附の状況

フランスにおいては、20世紀前半は民間の非営利活動はそれほど活発ではなかったが、1980年代以降には、非営利団体に関する法体系が整備された。しかし、フランスでは政府が社会的ニーズを満たすべきであるという考えが根強く、アメリカやイギリスに比べて寄附文化は醸成されていないといわれる。個人の寄附総額は2006年時点で27億

145 西山由美「ドイツにおける源泉徴収制度－賃金税徴収手続きの現代化－」税研 153号 59頁（2010）

ユーロ（約 3,105 億円）と推計される¹⁴⁶。

② 所得税における寄附金税制

一定の要件を満たす非営利団体に対する寄附金額の 66% が、支払うべき所得税から直接控除される（税額控除方式）。また、貧困者の支援を行う慈善団体への寄附については、税額控除額が寄附金額の 75% と高く設定されている。75% の税額控除が適用される寄附の上限は 510 ユーロ（2008 年）であり、超過分については 66% の税額控除が認められる。また、全体の控除額の上限は課税所得の 20% 相当額までとなっており、課税所得の 20% を超えた部分については、翌年以降 5 年間の繰越しが可能である。

（2）給与所得の源泉徴収制度

フランスでは、給与所得の源泉徴収制度はない。そのため、当然ながら年末調整の概念もないことになる。

5. 韓国

（1）寄附金税制

① 寄附の状況

韓国では、1990 年以降に政府主導の募金活動が民間機構に委譲されたことを契機に自発的な寄附文化が多様化した。また、従来は法人寄附が民間寄附の大部分を占めていたが、2000 年の税制改正以降、個人の寄附活動が増加し、寄附額全体に占める個人寄附の割合が大幅に増加した。個人寄付と法人寄附を合わせた寄附総額は、2005 年時点で 7.1 兆ウォン¹⁴⁷（約 7,639 億円¹⁴⁸）と推計される。

146 加藤慶一・前掲注(144)56頁

147 金明中「韓国社会における個人や企業の社会貢献活動の現状」ニッセイ基礎研
REPORT2011年1月号1頁

148 2005年時点の1韓国ウォン0.1076円で換算。

② 所得税における寄附金税制

寄附金に対する所得控除は、1999年までは企業・団体・個人事業主などに雇われている者だけが対象であったが、2000年からは適用対象者が居住者全体に広がった。なお、寄附金税制の対象となる指定寄附金とは、社会福祉法人、文化芸術団体、環境保護運動団体、宗教団体などへの寄附金をいう。所得控除限度額についても、2000年の改正により稼働所得の5%から総合所得の最大10%まで拡大された。さらにその後の改正により、2008年からは最大15%、2010年からは最大20%、2011年からは最大30%と拡大された¹⁴⁹。また、控除限度額を超えた指定寄附金については5年間の繰越しが認められる。2013年1月からは指定寄附金の特別控除限度を2,500万ウォンに制限する租税特例制限法が施行され、さらに2014年度からは、所得控除方式の廃止及び税額控除方式（寄附金の15%を限度）への移行が検討されている¹⁵⁰。

（2）給与所得の源泉徴収制度

韓国においては、雇用者は給与支払時に簡易税額表により一定税額を給与から源泉徴収の上税務署に納付し、その後の年末調整により暦年の税額を確定するという制度になっている。

年末調整は暦年が終わった翌年になってから実施される。給与所得者から所得控除に必要な書類の提出を受けた雇用者は、翌年2月分の給与計算の際に年間総所得、所得控除及び税額減免を適用して所得税額を計算し、既に納付した源泉徴収税額との差額をさらに源泉徴収するか、あるいは還付する手続を行う¹⁵¹。我が国の年末調整制度とは実施時期に違いがあり、我が国では認められていない医療費控除や寄

149 金明中「韓国社会における個人や企業の社会貢献活動の現状」ニッセイ基礎研 REPORT2011年1月号2頁

150 「税法改正案施行なら寄附金の9-23%が税金に」中央日報日本語版2013年9月4日

151 「韓国における外国人の勤労所得税年末調整」会計税務ニュース2013年1月17日
（株）スターシア・インベストメントホームページ
（<http://www.starsia.co.jp/news/?p=352>、2013年11月30日アクセス）

附金控除についても年末調整で適用可能である¹⁵²。

6. 小括

この章では、諸外国の個人所得税における寄附金税制と給与所得に係る源泉徴収制度について概観した。まず寄附金税制については、所得控除と税額控除の選択制となっているのは我が国だけであることが分かった。所得控除は高額寄附を支出する可能性のある高所得者にとって有利に働き、税額控除は少額寄附になることが多い低・中所得者にとって有利になる制度である。そのため、寄附金税制の政策の方向性として、どの層に利用してもらいたいか如実に現れる部分であると考えられるが、我が国の場合、寄附金控除を選択性にしたことで、高所得者層だけでなく低・中所得層にも利用しやすい制度となっていることから、寄附の裾野を広げるため税制としての土台は他の国よりも整備されているともいえる。

次に、控除の対象となる寄附先について、諸外国では、教会等の宗教関連団体への寄附が控除の対象の中心になっているが、我が国では宗教学法人への寄附を所得控除及び税額控除の対象として認めていない¹⁵³。ただし、寄附を受ける宗教学法人側の処理として受取寄附金は原則的には法人税が非課税になるし、相続税法においても人格のない社団等で宗教を含む公益を目的とする事業を行う一定の団体に対する寄附については贈与税又は相続税が非課税となる制度があることをみると、宗教学法人への寄附の税制上の取扱いに一貫性がないといえる。

源泉徴収制度については、フランス以外の国が雇用者を源泉徴収義務者として給与天引きの方法で所得税を源泉徴収する方法を採用していることから、給与所得者である納税義務者に対する租税徴収の標準的方法として確立されているといえる。

152 韓国国税庁ホームページ

(http://www.nts.go.kr/call/year_end/2011/htm2/ye0046.htm、2013年11月30日アクセス)

153 兼平裕子「日米寄附文化の相違点を踏まえての寄附金税制の検討」愛媛大学法文学部論集 28号 127頁 (2010年)

年末調整制度については、各国の対応が分かれる。制度として取り入れているのはドイツ、韓国、日本であるが、イギリスのPAYE制度では毎月の累積所得税額計算を精緻に行う結果、申告不要となる場合があるという点で、毎月「年末調整」がされているともいえる。一方ドイツでは「年末調整制度」とはいうものの、暦年の所得税精算の結果、追加徴収がある場合のみ実施し、還付を受けるためには給与所得者自ら申告をする必要がある点で、我が国の制度とは似て非なるものであるといえる。個人的に最も効率が良いと考えるのが、韓国の年末調整制度である。年末調整を翌年2月の給与計算の際に行うことで、暦年が終了しないと控除額が定まらない各種の控除についても考慮できるという点で、年末時点の現況を推測して前倒しで実施する我が国の年末調整制度よりも、やり直しや重複する作業がなく合理的である。我が国において現行の寄附金控除を年末調整で実施するには、単に控除の種類を追加するだけでなく、年末調整制度全体の見直しも必要であると実感した。

第4章 「給与天引き寄附」に関する実態調査

1. 我が国における「給与天引き寄附」の現状

給与天引き寄附とは、企業が従業員に給与を支払う際、法定控除（税金、社会保険料、雇用保険料）以外の控除項目として、希望する従業員の給与からあらかじめ定めた寄附額を天引きし、企業が寄附をする仕組みをいう。近年上場企業を中心に導入例が増えてきており¹⁵⁴、寄附手段のひとつとして定着しつつあるといえる¹⁵⁵。

給与天引き寄附制度を導入している企業の社員を対象に実施したアンケート調査¹⁵⁶では、「今後、より積極的に寄附を行うために望ましい寄付金の支払方法」としては「給与口座から予め定められた金額の天引き」が60.6%と最も高い支持を受けており、一定の評価を得ているといえる。また、同調査では「給与天引き寄附をきっかけとして初めて寄附を行った者の割合」が42.3%となっており、寄附未経験者にとって寄附行為のきっかけとなっていることがわかる。

本章では、上記のように民間企業において広がりつつある給与天引き寄附を「寄附金控除の年末調整制度化」導入の仕組みとして検討する際の基礎資料とするために筆者自身が独自に実施した実態調査の結果を考察する。

2. 調査概要

(1) 目的

研究・提言への強い論拠とするために、実際の企業における寄附活動の仕組み、社員への働きかけ、納税者としての要望等の実態を把握

154 日本経済団体連合会 社会貢献推進委員会（1%クラブ）「2011年社会貢献活度実態調査結果」Ⅱ-3では、「社員の社会貢献に対する具体的な支援内容（複数回答）」として、「寄付や活動支援のための給与天引きシステムの導入」と回答した法人が平成17年12%、平成20年16%、平成23年21%と増加している。

155 日本ファンドレイジング協会・前掲注(2)によれば、市民の「寄附手段」のうち「給与天引き」は1.7%を占める。これは「ダイヤル募金(1.9%)」「電子マネー(1.8%)」と同水準にある。

156 価値総合研究所「地域における『上乘せ寄附』等の新しい寄附システムが寄附者行動に与える定量的な効果等に関する研究報告書」47頁、54頁（2008）

すること

(2) 対象

企業ホームページのCSR¹⁵⁷情報等で給与天引き寄附を実施していることを公表している企業計23社に依頼、19社より回答を入手(回収率：82.6%)。

《調査協力企業》(以下、法人格を除く企業名読み仮名の五十音順)

- ・MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社
- ・株式会社大塚商会
- ・キューピー株式会社
- ・株式会社クラレ
- ・グンゼ株式会社
- ・株式会社資生堂
- ・ソフトバンクモバイル株式会社
- ・株式会社損害保険ジャパン
- ・株式会社ベネッセホールディングス
- ・社会福祉法人丸紅基金
- ・その他(企業名非公開) 9社

(3) 実施時期

平成25年2月～7月

(4) 調査方法

アンケート方式。電子メールに調査票を添付して送付、回収。

¹⁵⁷ CSR (Corporate Social Responsibility)とは、一般的に、法令遵守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組と解されている。(経済産業省「企業の社会的責任(CSR)を取り巻く現状について」平成16年4月)

3. 結果概要 ¹⁵⁸

(1) 導入時期

給与天引き寄附を導入した時期としては、平成4年から平成25年まで幅広いが、平成14年から平成20年にかけて半数以上が導入している。これは、21世紀に入ってから日本においてCSR（企業の社会的責任）に注目が集まってきた頃 ¹⁵⁹ とほぼ一致しているといえる。

(2) 導入の経緯

導入の経緯として、一番多かったのが「この仕組み導入について、社員からの強い要望があったため」であり、回答企業のうち47.4%が選択した。これは、給与天引き寄附導入時期における、市民の社会貢献意識の高まり ¹⁶⁰ が背景にあるのではないかと考えられる。一方、「国内他社が導入したのを見て、自社でも社員と協同の社会貢献活動として実施可能と判断したため」も42.1%を占めている。その他、企業の創立周年記念に開始した、東日本大震災がきっかけとなった等の回答を得た。

(3) 担当部署

実際に給与天引き寄附の制度を企画・運営する部署については、「CSR担当部署」が73.7%を占めた。この他の選択肢としては、「人事担当部署」「IR・広報担当部署」「総務担当部署」等を挙げていたが、いずれも5~10%程度であった。なお、今回の調査協力企業の多くは上場企業等や社員1,000人以上の大企業であり、その社会的責任の大きさからCSR担当部署を設置している。一方、部署としては担当していないが、社員の有志で社会貢献委員会等を設けて企画・運営を実施している企業もあった。

158 調査結果の単純集計は付表2を参照

159 川村雅彦「2003年は「日本のCSR元年」」ニッセイ基礎研 REPORT2003年7月号5頁

160 内閣府が毎年実施している「社会意識に関する世論調査」では平成14年以降「社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思う」者が増加傾向にあり、平成25年2月実施の最新の結果では、66.7%が社会のために役立ちたいと答えている。

(4) グループ会社への導入

今回の調査に協力いただいた企業は、その全てがグループ会社を有していた。そのため、グループ会社についても給与天引き寄附制度が統一的に導入されているのかを質問したところ、「グループ全体で同じ制度を利用している」(47.4%)が「導入していない」(10.5%)を大きく上回った。また、その他の自由回答では、同じ制度につきグループ会社ごとに参加するかどうかを決めており、結果として一部のグループ会社で導入されているという回答が多く見られた。調査協力企業の中には、連結グループでは社員数合計が10万人を超す企業もあり、当制度の対象者数の多さ、インパクトの大きさは無視できないものであると考える。

(5) 寄附先の選定方法

寄附先の選定方法としては、「社員からの希望を募って選定」と「選定委員会を社内に設置」がもっとも多く、ともに57.9%であった。このことから、企業側は給与天引き寄附制度について社員と一緒にやって社会貢献をするという意識が高いことが読み取れる。その他、中間支援NPOに相談して選定、事業所ごとに労使協議で選定するという企業もあった。

(6) 寄附先を選ぶ際に重視すること

寄附先を選ぶ際に重視することについては、各企業にとってこだわりの強い部分であり、自由回答欄において回答いただいた企業が多かった。主なものを列挙すると、①活動報告を一般市民に開示しており、用途を明確にするなどの透明性の高い団体、②給与天引き寄附加入者が日頃活動に参加しており、寄附(お金)だけのつながりではなく活動面でも関係性が深い団体等があげられている。

一方、「税制優遇の対象になっている(特定公益増進法人、認定NPO法人等)」という選択肢を用意していたが、回答がゼロであったことにも注目したい。現状では、給与天引き寄附を直接的に支援する

税制がないこともあり、支援先の選定には税制優遇を重視していないことがうかがえる。しかし、任意回答で求めた「主な寄附先」では、結果として、通常の寄附については認定NPO法人、公益財団法人、社会福祉法人等、災害時の寄附については日本赤十字社、共同募金会等の税制優遇の対象になっている団体への支援が目立つ。これは、税制優遇の対象である団体は、公益性が強く求められることから決算情報の公開や活動報告に力を入れており、結果的に給与天引き寄附の対象として選ばれやすい傾向があるためであると推測される。一方で、草の根のボランティア活動を行う任意団体や認定を取得していないNPO法人等への支援も少なくないため、寄附先の選択にはやはり税制優遇団体を重視していないことが当調査の結果から判明した。

（7）寄附先団体数

寄附先団体数を質問したところ、「51団体以上」が最も多く、44.4%を占めた。このことから、集まった寄附額は一握りの団体に大きい金額で支出するのではなく、より多くの団体に分けて寄附をしていることが読みとれる。これは、寄附先を社員の希望を元に選定していることから、その希望が多様化していることが理由の一つとして考えられる。一方、多くの団体へ寄附をしている企業の寄附先の内訳を見ると、日本赤十字社等や公益財団法人等の大規模な団体から、事業所のある地域で活動する任意団体等の小規模な団体まで、幅広いタイプの団体へバランスよく寄附をしている状況も見受けられた。

（8）会社負担割合

ここでは、給与天引き寄附で集めた金額に対して、会社が上乗せ寄附（マッチングギフト¹⁶¹）をする割合を質問した。

一番多かったのは「社員1：会社1」の63.2%で、天引き寄附額と

161 社員又は消費者がある団体に寄附をしたときに、企業がその寄附金に上乗せして寄附金を拠出する仕組み。（内閣府「平成12年度国民生活白書」より）

同額を上乗せしていることが分かる。このことから、多くの場合給与天引き寄附は、マッチングギフトの一環として実施されているといえる。

(9) 募金中間組織の有無

続いて募金中間組織（集めた寄附金を一度基金等を集めた上で、そこから支援先へ支出する仕組み）の有無としては、「基金を利用していない（直接支援先の団体に寄附）」が68.4%で最も多く、次いで「社内基金を利用している」が21.1%となった。社内基金を利用している場合でも、その基金が税制優遇の対象団体であるのは2社（社会福祉法人等）にとどまり、他はあくまで資金管理をするための任意団体として基金を設置している状況であった。この社内基金について税制優遇団体となる法人格を取得すれば、一度この基金に集まる社員からの天引き寄附は寄附金控除の対象になるが、前述のように給与天引き寄附と税制優遇を関連付けて導入している訳ではないことから、管理・運営において自由度が高い任意団体の形態で基金を利用していると推測される。

(10) 社員の確定申告について

寄附先団体へ寄附をする際、各社員の情報は寄附先にどこまで提供しているかという質問に対しては、「何も情報提供していない」が78.9%を占めた。あくまで社員個々人の寄附ではなく、取りまとめた額をもって会社として寄附をしている現状が見てとれる。所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告書に寄附者の氏名、住所、寄附金額等の情報が記載された領収書の添付が必要である¹⁶²が、現状では寄附金控除実施のための手続きが行われていないことがうかがえる。個人情報保護の観点からあえて寄附先には社員の氏名等を伝えていないとする企業もあり、給与天引き寄附についてはその仕組み上、

162 措規第19条10の3

個人情報情報の壁が生じていることも分かった。

また、給与天引き寄附額について、社員が確定申告で寄附金控除を受けるための手続きをしているかという質問については、50%の企業が「特に何もしていない（社員からの希望がない）」と回答した。金額が小さいため制度設計が困難と言う声もあり、企業が制度を用意するというよりは、社員が寄附先へ直接領収書の発行を依頼するという方法を採用している企業もあった。同時に、社員からの希望がないという回答が多かったことを鑑みると、給与天引き寄附に参加している社員も、確定申告で寄附金控除を適用するという意識が低いことが読み取れる。

ただし、詳しくは後述するが、1ヶ月あたり一口100円からの設定が多い天引き額寄附について、1人当たり年間1,200円程度の寄附をした場合には、給与天引きによる寄附だけでは確定申告の寄附金控除の足切り額である2,000円¹⁶³を超えないことになり、そもそも寄附金控除の対象になっていない可能性も考えられるため、必ずしも寄附金控除への意識が低いとはいえない面もある。

(11) 給与天引き寄附の促進税制

給与天引き寄附を促進するためにどのような税制があれば良いかという質問に対しては、「給与天引き寄附により寄附をした社員が年末調整で寄附金控除を受けられるようにする仕組み」が最も多く55.6%、次いで、「給与天引き寄附をした額については社員が給与課税されない仕組み」が44.4%となった。

年末調整のみで課税が完結する社員にとっては、現行制度では寄附金控除のためだけに確定申告をする必要があるため、年末調整で寄附金控除ができれば、社員にとって寄附金控除の利便性が高まり、寄附促進につながる事が推測される。

163 所法第78条第1項2号。この足切り限度額については、税制改正により、1万円→5,000円→2,000円と引き下げられている。

また、「給与天引き寄附をした額について社員が給与課税されない仕組み」というのは、イギリスで導入されている「ペイロール・ギビング¹⁶⁴」を参考に設けた選択肢であるが、半数近くの企業から支持されている。これは、給与天引き寄附額については社員の給与所得に含まれないとする方法であり、所得に一度含めてから控除額の計算を行う所得控除に比べ、手続きが非常に簡便である。ただし、第4章でも見た通り、イギリスのペイロール・ギビングは寄附の公平性を保つために、社員と企業の間にはペイロール・ギビング・エイジェンシー¹⁶⁵という仲介機関を設けることではじめて成り立っているともいえるので、単純に一部分だけを日本に導入することは難しいと考えられる。

このペイロール・ギビング・エイジェンシーの日本での導入については、同設問の中で、「給与天引き寄附を仲介する団体を税務当局が認可する仕組み」という回答を入れることで反応を見たが、回答数がゼロという結果になった。設問における説明が不十分であったことも否めないが、企業と支援先という民間同士の関係の中に、税務当局という公的機関が関わってくることの堅苦しきや風通しの悪さを感じているのではないかと推測される。ただし、ペイロール・ギビング・エイジェンシー自体は公的な機関という訳ではなく、あくまで公的機関から認証された民間団体であるため、民間による自由な交流を妨げることにはならないと考える。

一方、「新たな制度は必要ない」と回答した企業も22.2%を占めており、調査結果全体に表れている給与天引き寄附と寄附金税制を切り離して考えているという状況がここにも垣間見える。

164 ペイロール・ギビングとは、1987年からイギリスで導入されている給与天引き寄附制度である。企業に勤務する者が毎月一定額をチャリティに寄附する場合に、企業が給与から寄附金額を天引きし、チャリティへ寄附をする仕組みをいう。この際、天引きした寄附額は給与所得に含まれず所得税が課税されない。詳しくは57頁参照。

165 ペイロール・ギビング制度において、社員・企業側と支援先団体の仲介をする組織をいい、政府からの認証が必要になっている。社員は寄附を希望する団体と寄附額をペイロール・ギビング・エイジェンシーに通知し、企業は決められた額を天引き後に同組織へ寄附する。この仕組みにより、社員は寄附先を企業に通知せず寄附をすることができる。また、第三者を介することにより、寄附が確実に支援先へ届く事が担保され、寄附の透明性が高まる。

(12) 年末調整での寄附金控除について

次に、年末調整での寄附金控除が実現された場合の企業側のメリット、デメリットを自由回答として質問した。

まずメリットとして多かったのが、給与天引き寄附制度に賛同する社員が増加する可能性があるというものであった。社員は寄附金控除を受けるための確定申告が不要になるため、手続きが簡便化することで給与天引き寄附制度への加入促進効果が期待できるという意見である。

一方、デメリットについて最も多かったのは、事務手続きの煩雑化への懸念であった。手続きが煩雑化することで、事務員の人件費の増大、給与システムの変更費用発生、給与業務を外部に委託している場合には追加料金が発生する等の指摘を受けた。既に給与天引き寄附の仕組みの中で寄附金控除の対象団体となっている「基金」を利用している企業からは、現在、毎年確定申告時期に希望者に領収書発行手続きをしており、団体にとってかなりの労力を要していることから、寄附金の領収書の発行を省略した上で、寄附金控除の年末調整が適用できるようになれば、事務の効率化につながるという意見をいただいた。寄附金控除の年末調整制度化を実現するための具体的な手続き上の仕組みについては、上記の意見も踏まえ、第5章で検討する。

全体的にみると、企業の立場から考えた場合、事務負担の増大というデメリットが目立つ。「寄附金控除の年末調整制度化」の実現の際には、このデメリットを解消する仕組みを合わせて検討する必要があると考える。

(13) 過去3年間の実績

① 給与天引き寄附参加社員数

調査協力企業における、最近3年間の給与天引き寄附への参加社員数を質問したところ、回答企業の平均人数は前事業年度、2年前、3年前の順で3,295人、3,132人、3,047人と年々増加している。中央値で見ても、同じく、2,668人、2,390人、2,201人と増加しているこ

とが分かる。なお、当調査の対象企業の社員数は平均約 12,000 人（中央値：約 6,000 人、最大値：約 40,000 人、最小値：約 700 人）であったが、前述のように調査対象企業の給与天引き寄附参加社員数として全部又は一部のグループ会社社員も含まれている可能性があるため、正式な母数は分からず、給与天引き寄附の参加率は単純に計算できないが、1 社あたり平均約 3,200 人という数の社員から賛同を受けており、インパクトの大きさを改めて確認することができた。

② 一口天引き寄附額（1 ヶ月）

1 ヶ月の一口天引き額については、1 円から 500 円までと幅広い設定があったが、有効回答の半数以上が、一口 100 円という設定をしている。これは、負担感なく気軽に参加できる金額として「一口 100 円」が支持されている結果であるといえる。

③ 給与天引き額（年間）

年間給与天引き額は、前事業年度は平均 9,682,636 円であった。2 年前事業年度は平均 9,139,443 円、3 年前事業年度は平均 7,662,532 円であり、参加社員数と同様、年々増加していることから、給与天引き寄附制度自体が支持を広げている状況がうかがえる。なお、金額が大きい企業の平均値に及ぼす影響を除くため中央値を見ても、前事業年度から 4,409,100 円、3,834,800 円、3,572,000 円の順となっており同じく増加傾向にあることが見てとれる。

また、上記の年間給与天引き額（平均額）を、給与天引き寄附参加社員数（平均人数）で割って 1 人あたり年間給与天引き平均額を算出したところ、前事業年度 2,939 円、2 年前事業年度 2,918 円、3 年前事業年度 2,515 円となり、計算上は 1 ヶ月平均 200 円（一口 100 円の場合は 2 口）以上の給与天引き寄附をしていることとなる。これは寄附金控除の足切り額である 2,000 円を超えており、現行制度の中でも寄附金控除の対象となる寄附がされているといえる。

4. 小括

(1) 給与天引き寄附と税制がつながっていない

全体を通して分かったのが、多くの企業では結果的に給与天引き寄附について社員個人の所得税の寄附金控除を考慮していない制度設計になっていることである。このことは、寄附先が所得税の税制優遇を意識したものになっていないこと、寄附先の団体に対し寄附金領収書発行に必要な社員の情報を提供していないこと等の調査結果からも明らかである。

一方で、実績額から見ると、1人当たりの年間天引き額が平均3,000円弱となっており、金額としては決して大きくないものの、寄附金控除の対象となりうる寄附をしている実態も把握できた。

(2) 「寄附金控除の年末調整制度化」の実現には事務負担の軽減が課題

給与天引き寄附の促進税制として、「寄附金控除の年末調整制度化」は一定の支持を集めているものの、その実施にあたっては、事務負担の増加が懸念材料として挙げられる。一方で、領収書の発行や添付を省略できる等、一定の仕組みがあれば効率的に導入できるという声もあった。

上記の調査結果から、「寄附金控除の年末調整制度化」については、企業側の負担を減らし、より実施しやすい仕組みを提案することが課題であると考えられる。

第5章 寄附金控除の年末調整制度化

第1章で見た所得税法における寄附金控除（所得控除、税額控除）については、第2章で見た年末調整制度の対象となっておらず、年末調整のみで課税が完結する給与所得者が寄附金控除を適用するためには、自分自身で確定申告をする必要がある。

しかし、申告手続きに馴染みのない給与所得者にとって、確定申告は敷居が高い場合が多く、寄附金控除のための確定申告を辞退している者が相当数いると推測される。実際、寄附をした者に寄附金について確定申告を行わなかった理由を聞いた調査¹⁶⁶では「申告をするのが面倒だったから」という回答が14.1%を占める。このような状況については、「日本のように源泉徴収制度が普及し、申告納税する人の少ない社会では、せめて、生命保険料控除のように年末調整で寄附控除が受けられるようにすべきであろう¹⁶⁷」という意見も出ている。

この章では、「寄附金控除の年末調整制度化」について、税制改正要望に上げられた経緯を整理した上で、「給与天引き寄附」を活用した新たな制度を検討する。

1. 寄附金控除の年末調整制度化を巡る議論

(1) 経緯

「寄附金控除の年末調整制度化」は、寄附文化醸成に向けた寄附環境の整備を目的として、学校法人を所管する文部科学省と、公益法人、認定NPO法人を所管する内閣府により、平成22年度から平成25年度までの税制改正要望¹⁶⁸に上げられている。

最初に要望を出したのは文部科学省で、平成22年度の税制改正要

166 日本ファンドレイジング協会・前掲注(2)76頁

167 山内直人・前掲注(96)3頁

168 「税制改正の流れ（平成22年度～平成25年度）」財務省ホームページ

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/workflow/、2013年11月30日アクセス)

望に盛り込まれたが、結果的には「検討事項¹⁶⁹」とされ翌年に持ち越された。翌平成 23 年度においても、文部科学省が税制改正要望を出したが、同じく「検討事項¹⁷⁰」とされた。翌平成 24 年度からは、文部科学省に加え内閣府も税制改正要望を出したが「検討事項」となり、「寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります¹⁷¹」とされた。

そして平成 25 年度についても、文部科学省と内閣府が税制改正要望を出したが、その結果として、平成 25 年度税制改正大綱の「検討事項」への記載はなくなった。そして平成 26 年度¹⁷²の文部科学省と内閣府の税制改正要望からも、「寄附金控除の年末調整対象化」は姿を消した。

ここまでの経緯を見る限り、文部科学省においては 4 年間、内閣府においては 2 年間にわたり検討が重ねられてきたが、結果として「寄附金控除の年末調整制度化」は源泉徴収義務者等の協力を得ることができず、実現が難しいと判断されたものと推測される。

(2) 実現が難しい要因

上記の通り、実現への課題がある「寄附金控除の年末調整制度化」であるが、その要因を考察する。

①源泉徴収義務者の協力

第 2 章でみた通り、給与所得の年末調整については、給与支払者である源泉徴収義務者に無償で過度な負担をかけているとする見解が

169 財務省「平成 22 年度税制改正大綱」86 頁

170 財務省「平成 23 年度税制改正大綱」111 頁

171 財務省「平成 24 年度税制改正大綱」73 頁

172 「税制改正の流れ（平成 26 年度）」財務省ホームページ

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/workflow/、2013 年 11 月 30 日アクセス)

多く、「年末調整選択制」をはじめ、年末調整による源泉徴収義務者の事務負担を軽減するための議論がある。その中で「寄附金控除の年末調整制度化」を導入することは、源泉徴収義務者の事務負担が一層増すことになり、理解と協力を得ることが難しいと考えられる。

② 執行面の課題

I. 控除対象団体の判定

第1章でみたとおり、所得税法における寄附金控除はその対象となる団体を限定しているものの、対象団体数は社会福祉法人 19,448 法人、学校法人 5,543 法人、公益法人 8,243 法人、認定NPO法人 447 法人など¹⁷³膨大な数になっており、源泉徴収義務者は、寄附金控除の対象かどうかについて、従業員から提出された領収書に記載された団体名を基に確認する作業が必要な上、寄附金の領収書書式は必ずしも統一されておらず¹⁷⁴、寄附の信憑性を判断することが実質的には不可能であると考えられる。

年末調整が認められる生命保険料控除をみると、まず生命保険会社数 43 社¹⁷⁵、損害保険会社数 53 社¹⁷⁶と、寄附金控除の対象団体より大幅に少なく、確認が容易である。また、各保険会社が発行する「生命保険料控除証明書」についても業界団体の呼びかけ等により発行書式がある程度統一されているのに加え、年末調整関係書類の「保険料控除申告書」に転記する項目とも整合性が取れている。寄附金控除の年末調整を実務上可能にするには、少なくとも現行の生命保険料控除と同程度の事務負担に抑える必要があると考える。

173 社会福祉法人は 2012 年 3 月、学校法人は 2012 年 5 月、公益法人は 2013 年 4 月、認定NPO法人は 2013 年 5 月の数。公益財団法人公益法人協会ホームページ
(<http://www.nopodas.com/contents.asp?code=10001004&idx=100326>、2013 年 11 月 30 日アクセス)

174 内閣府NPOホームページ
(https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/121029_1_kifukinjyuryousyoumeisyo、2013 年 11 月 30 日アクセス) では、「認定NPO法人等が発行する領収書の記載例」を掲載しているが、この書式が強制される訳ではなく、各団体の寄附金領収書の書式は統一されていないのが現状である。

175 金融庁「生命保険会社免許一覧」平成 25 年 9 月 19 日現在

176 金融庁「損害保険会社免許一覧」平成 25 年 7 月 25 日現在

Ⅱ．個人住民税との整合性

所得税における寄附金控除と個人住民税における寄附金税額控除の対象となる団体が大幅に異なっている点については第1章でみた通りであるが、このことが「寄附金控除の年末調整制度化」の事務を複雑にし、大きな負担になると考えられる。

現行制度では、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けるためには、確定申告書第二表の該当箇所に、各人が支払った寄付金を「都道府県、市区町村分」「住所地の共同募金会、日赤支部分」「条例指定分（都道府県）」「条例指定分（市区町村分）」に区分して記入する必要がある¹⁷⁷。寄附金控除の年末調整制度化が仮に実現すると、年末調整後に翌年1月末までに従業員の住所地がある市区町村へ提出する「給与支払報告書」に寄附金額の情報として上記の区分等が記載されることになると予想されるが、この場合、各市区町村において対象となる寄附かどうかについて条例指定状況を含めて調べる必要があり、膨大な事務作業量となる。

Ⅲ．所得控除と税額控除の選択

第1章でみたとおり、平成23年度の税制改正により、認定NPO法人に対する寄附等一定の寄附金については、所得控除と税額控除の選択適用が認められるようになった。そのため、年末調整で寄附金控除が適用できるようになった場合には、所得控除か税額控除かの選択をいかなる形で決定するか¹⁷⁸という問題が生じる。

Ⅳ．思想・信条の露呈による問題

寄附金控除を年末調整で適用するためには、寄附をした従業員は、寄附金の領収書を通して寄附先団体を源泉徴収義務者に知らせる必

177 国税庁「平成24年分所得税の確定申告の手引き（申告書A用）」35頁

178 酒井克彦「寄附金控除の年末調整制度化に対する議論（下）－近時の改正と寄附金控除制度の充実論－」税事45号81頁（2013）

要があり、団体の活動内容等により個人の思想、政治理念等が露呈する可能性がある。このことにより、従業員が不利益取扱いを受けることがあるとすれば、それは「思想・信条による差別」であり、憲法14条（法の下での平等）に違反する¹⁷⁹。源泉徴収者側も、トラブルになりかねない情報を把握することを懸念することが考えられる。

V. 寄附額の確定

年末調整は、各年最後に給与の支払をする際に行うことになっており、通常は12月に行われる¹⁸⁰。そのため実務上、年末調整に必要な書類の提出を10月から11月にかけて従業員に依頼することが多い。現行で年末調整の対象となっている扶養控除や生命保険料控除などの各種控除については、年末時点の現況をある程度予測できるため、年末を迎える前にその年の年末調整をする事が可能なのに対し、寄付金控除は、年末になるまでその年の寄附額が確定しない。そのため、年末調整に間に合わなかった寄附金がある場合、年末調整の再調整や確定申告での精算が必要となり、二度手間である。

VI. その他

上記の他にも、寄附金にまつわる解釈や評価リスクなどを問題点としてあげる見解¹⁸¹もある。

2. 寄附金控除の年末調整制度化の実現に向けた提案

(1) 控除対象団体の判定

① 「寄附金控除対象団体判別システムの構築」

寄附金控除対象団体の判定が困難であるという問題については、すべての寄附金控除対象団体に対して整理番号を付し、インターネット上で寄附金控除の対象団体かどうかの判別を容易にできるシ

179 酒井克彦・前掲注(178)82頁

180 国税庁「平成25年分年末調整のしかた」8頁

181 酒井克彦・前掲注(178)81頁

システムを構築することで緩和できると考える。この際、各団体の情報として、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる自治体名も記載することで、給与支払報告書への転記作業の負担を軽減する。また、各団体の情報としては、所得税の税額控除の対象となっているかどうかについても記載されることで、年末調整に限らず確定申告での活用も期待される。

② 「寄附金領収書書式の統一」

寄附金控除対象団体の判別を容易にするためには、生命保険料控除における「生命保険料控除証明書」にならい、管轄する省庁を問わずすべての控除対象団体の領収書形式を統一化させる必要があると考える。この際、領収書には所得税の寄附金控除の対象となる旨を明記し、また、個人住民税において対象となっている自治体名を記載することで、先に述べた判別システムと合わせて、源泉徴収義務者における確認作業を軽減することができると考える。

一方、領収書を発行する団体の負担を減らすという観点からは、例えば少額な寄附については簡易的な領収書や振込用紙控えでの控除を認める等の規定が望ましく、一律的に厳密な領収書を必要としない柔軟な制度も実務上は普及しやすいと予想される。

また、寄附金控除の対象団体数が多すぎるために領収書の信憑性判断の事務負担が大きい点については、日本税理士連合会が「平成25年度・税制改正に関する建議書」において「災害義援金など特定の寄附金について年末調整での適用を認める¹⁸²⁾」ことを提案しており、この提案の中にあるように、まずは中央共同募金会や日本赤十字社等に対する寄附金に限り年末調整での控除対象とすることも、ひとつの実務的な方法であると考えられる。

(2) 個人住民税との整合性

182) 日本税理士連合会「平成25年度・税制改正に関する建議書」8頁

「所得税の寄附金控除対象団体と統一させる」

所得税と個人住民税における控除対象団体の整合性の問題については、年末調整制度化だけの話ではないが、将来的には所得税と個人住民税の控除対象団体を統一することが望ましいと考える。現在の個人住民税の控除対象は、ふるさと納税を除いて、おおむね「その活動範囲が都道府県内である団体」に限定されている。「国が一律に個人住民税の寄附金控除の対象を定めることについては地方分権の観点からも慎重であるべきであろう¹⁸³」との政府の見解もあることから、実現は容易ではないと思われるが、「見識ある自己利益論¹⁸⁴」の観点に立って、地方公共団体には地域制限を外した広範囲の寄附金控除を認めていただきたいと考える。

（３）所得控除と税額控除の選択

「税額控除に限定する」

所得控除と税額控除の選択の問題については、「暦年初頭の時期における受給者宛て申告書で、いずれの控除を選択するかを決定させるか、あるいは年間所得金額が判然とする段階までかかる決定を延ばすことが可能なのか、年末調整後の再調整は可能なのか¹⁸⁵」等の点を検討する必要がある。

ただ、実際問題としては、年末調整において寄附金控除はおおむね税額控除が有利になるのではないかと考えられる。年末調整は、第２章で見た通り、年間給与収入が２,０００万円以下の者が対象である。年収２,０００万円の給与所得者の場合、基礎控除（３８万円）と給与所得控除（２４５万円）が引かれ、年末調整上、最大でも１,７１７万円の所得金額になることから、所得税率は最高３３％が適用される。認定ＮＰＯ法

183 税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」平成１７年６月 14頁

184 出口正之「寄附文化醸成のためには、税制と制度整備が必要」NPOジャーナル 12号 38頁(2006)。先進国が自分の国の税金を使って、途上国の開発援助をするような場合を正当化するときなどに使われる理論。自国の納税者の利益にならないように見えることでも、巡り巡って、資金を提供する国（ひいては納税者）の自己利益になるものであるとする考え方をいう。

185 酒井克彦・前掲注(178)81頁

人や公益社団法人等への寄附にかかる所得控除は寄附額から2千円を引いた額に所得税率（この場合最高33%）を乗じた額が軽減税額になるのに対し、税額控除では寄附額から2千円を引いた額の40%を乗じた額が軽減税額になることから、税額控除が原則的には有利になる。ただし、税額控除額は所得税額の25%を限度とすることから、所得控除が有利なケースもありうる。しかしこの有利判定は、一度税額を確定させた後で行うことになり、事務作業の負担が大きい。

そこで、年末調整における所得控除と税額控除の選択については、有利になる場合が多い税額控除に限定する制度が実務上望ましいと考える。

（4）思想・信条の露呈及び寄附額確定の問題

「年末調整後の確定申告での精算を可とする」

寄附金領収書により従業員の思想・信条が源泉徴収義務者に露呈してしまう問題や、年末調整を実施する時期に年間寄附額が確定していないという問題については、確定申告で寄附金控除の「精算」を認めることで緩和できると考える。

まず、年末調整で寄附金控除を受けなかった場合に確定申告で寄附金控除を新たに適用することについては、所得税基本通達190-5（年末調整後に所得控除に異動があった場合の再調整）の注書きに「年末調整後に異動した所得控除については、上記によらないで、確定申告により精算することができることに留意する」との記載があることを根拠に、実務上は確定申告により精算できる余地があると考えられる。そこで、寄附金控除の年末調整制度化による思想・信条の露呈が気になる従業員は、寄附金控除を確定申告で受けることが選択できるような仕組みにすることが望ましいと考える。

一方、年末調整で寄附金控除を受けた後で、結果的に寄附金の追加があるような場合については、最高裁判決¹⁸⁶では「支払者が結果的

186 最高裁平成4年2月18日判決（民集46巻2号77頁）

に誤った年末調整をした場合の是正は、支払者による是正以外に行うことは許されない」とする「受給者排除説」に立っており¹⁸⁷、現行制度では確定申告での精算が認められない可能性がある。これについては、年間寄附額に追加があった場合や、年末調整では税額控除を適用したが結果的に所得控除が有利であった場合等に、従業員が確定申告で直接、精算できるようにすることが望ましいと考える。年末調整において適用される他の所得控除、税額控除にもあてはまるが、「本来の納税義務者である受給者が、その実体法上の租税債務を正しく認識し、納税者自らの責任でその義務を適正に履行するよう求めるのが税法の原則的な態度であるべきだとすると¹⁸⁸」、意義のある方向性であると考ええる。

3. 給与天引き寄附制度の活用

上記2. では、現行の寄附金控除を年末調整の対象に取り込むための方策を検討した。次に、一步踏み込んだ仕組みとして、給与天引き寄附を活用した「寄附金控除の年末調整制度化」を提案する。

第4章でみたように、我が国でも普及しつつある「給与天引き寄附」という寄附方法について、年末調整制度化を認めることは、給与所得者における寄附金税制の利用者増加のために非常に有意義であると考ええる。給与天引き寄附が年末調整と相性が良いと考える理由としては、毎月の給料計算において一定額の寄附額の天引きがされる性質上、給与支払者にとって年末を待たずとも年間寄附額の把握が容易であることや、あらかじめ寄附先団体を選定できるため控除対象団体の判別作業が不要なこと等があげられる。ただし、実現にあたっては運用しやすい仕組みづくりが必要になるので、以下に具体的に検討する。

(1) 寄附の信頼性の担保

給与天引き寄附では、寄附者である給与所得者と寄附先である団体

187 田中治「給与所得者に対する源泉徴収とその過不足税額の是正」税事14号77頁(1993)

188 田中治・前掲注(187)92頁

の間に第三者である企業が入ることとなる。そのため、制度の公正な運用のためには一度集めた資金が確実に寄附先の団体へ届いたかどうかの担保を取る必要がある。

第4章でみたイギリスの「給与天引き寄附支援税制」ともいえるペイロール・ギビング制度では、天引きされた給与は歳入関税庁の承認を受けた「ペイロール・ギビング・エイジェンシー（以下「PGA」という）」という機関にいったんプールされ、PGAが個々の従業員が指定したチャリティ団体に従業員が定めた金額の寄附を毎月行う仕組みになっている。PGAには、プールした寄附金を60日以内に寄附先の団体へ配布することを義務付けられており、このような制度のもと寄附の信頼性が維持されている。

我が国の制度にあてはめてみると、このPGAのような中間寄附組織の役割を認定NPO法人等の税制優遇団体が担うことで、中間寄附組織たる認定NPO法人等へ給与から天引きされた寄附金が支出された時点で寄附金控除の対象になり、年末調整の際に企業が寄附先ごとに控除対象かどうかの判別をする必要性がない。

この中間寄附組織は、いわゆる「基金」の機能をもつ組織に該当することになるが、第4章の実態調査では天引きした寄附額を一時的にプールする目的で「社内基金」を設置している企業が少なからずあった。このような一定規模の「社内基金」が認定NPO法人等の寄附金税制の優遇措置を受けられる法人格を取得すれば、給与天引き寄附と寄附金税制を結び付けることが容易になる。これは現行の法制度のもとでも実施可能と考えるが、企業と中間寄附団体の独立関係を維持するため、不正な資金循環が起きないようにするルールを設ける必要がある。また、法人格取得の申請を受ける行政庁側が、会社の一部（CSR部署等）が基金の事務局を兼ねる等この制度特有の事情について一定の理解を持つことや、給与天引き寄附に限り寄附金控除の2,000円の適用下限額を撤廃する等、政府として支援する施策を打ち出すことが制度の普及のために必要であると考えられる。

(2) 企業の事務負担への対応

我が国においても上場企業をはじめとする大企業のCSR活動の一環として給与天引き寄附が既に行われていることは第4章でみた通りであるが、企業の規模を問わず全国的な取組みを広げるためには、企業側の事務負担に対する政府の支援が必要であると考えられる。一例を挙げれば、従業員から天引きした寄附額について、企業が上乘寄附をした場合には、法人税額の計算上、天引き額と同額までの寄附金を全額損金算入を認めるなどが考えられる。この場合についても、寄附先を特定公益増進法人に限定する等の仔細なルールが当然必要である。

4. 小括

この章では、「寄附金控除の年末調整制度化」が改正要望にあげられ、その後検討事項から外れた経緯と、その原因を考察の上、実現に向けた方策を検討した。「寄附金控除の年末調整制度化」は上述のようにクリアしなければならない課題が山積しているため、まずは「企業を通して実施された給与天引き寄附についてのみ年末調整制度化を認める」ということを一つの現実的な提言とする。

なお、「寄附金控除の年末調整制度化」を契機として、寄附金控除の環境を整備することは、将来的に年末調整が選択制や廃止となった場合において、確定申告者が増えたとしても、寄附金控除の恒常的な利用につながるため、長い目で見ても必要性の高いものであると考えられる。

第 6 章 結論

1. 提言

結論として、以下の通りの提言をする。これらの施策を通して、給与所得者等が寄附をした場合に、寄附金控除を身近に受けられるようにすることは、寄附金控除の利用者増加を推進し、平成 23 年の税制改正で大きく前進した我が国の所得税法における寄附金税制を恒常的なものにする一助になると考える。

(1) 給与天引き寄附の寄附金控除年末調整制度化

毎月一定額を給料から天引きし、企業が寄附を行う給与天引き寄附については、寄附の一定の信頼性担保のもと、年末調整において寄附金控除を認める。

また、給与天引き寄附を実施している企業側の社内基金が認定 N P O 法人等の寄附金控除対象団体の法人格を取得することを推進し、また、給与天引き寄附については所得控除の適用下限額（2 千円）を撤廃するなどの施策により、給与天引き寄附制度を利用する従業員が所得税の寄附金控除を受けやすい体制を構築する。

(2) 寄附金控除利用のための環境整備

寄附者が所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除を受けやすいように、寄附金控除の対象となっている団体をインターネット上で容易に検索できるシステムを構築するとともに、寄附金領収書の書式統一化を進め、生命保険料控除における生命保険料控除証明書のように年末調整および確定申告の際、スムーズに手続きができる環境を整備する。

2. おわりに

第 4 章の実態調査に協力いただいた企業では、自主的に給与天引き制度を運営しており、企業の C S R 活動の一環とはいえ、その社会的

意義は大きく、支援を受けている団体にとっても活動を継続して行く上で非常に心強い取組みである。また、従業員の方々が制度に賛同する姿勢にも敬意を表したい。しかし、これらの利他的な取組みは、寄附金税制に結びついていない現状が明らかになった。我が国では、今回の調査で注目した給与天引き寄附に限らず、寄附をするという行為に税制優遇という見返りを求めることを快く思わない風潮があるように感じる。見返りを期待しない美德や、匿名の寄附を尊いものとする価値観は尊重するとしても、税制度として存在している以上、同じ担税力の人には同じ課税をするという租税公平主義¹⁸⁹がはたらく。同じ寄附先に同金額を寄附した同じ所得の人が、寄附金控除の適用有無により税額に差が出るのはやはり不公平であるし、確定申告による寄附金控除の敷居が高いという外的要因によりこのような状況が起きているとすればそれは改善すべき事項であると考え。当研究では、そのような認識のもと、給与所得者に対して寄附金税制をいかに分かりやすく、利用しやすいものにするかについて、具体的に検討した。

年末調整での寄附金控除が可能になれば、給与所得者やマッチングギフトを実施する企業の寄附は促進され、民間非営利セクターの資金が拡大し活動が活発化することで、ひいては「新しい公共」の実現につながるであろう。

『『新しい公共』が作り出す社会は、すべての人に居場所と出番があり、みなに人に役立つことの喜びを大切に作る社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、ひとびとの生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である¹⁹⁰。』

当研究が、その一助となることができれば幸甚である。

189 金子宏・前掲注(47)78頁

190 「新しい公共」円卓会議・前掲注(6)

参考文献目録

1. 『新しい公共』円卓会議「『新しい公共』宣言」平成 22 年 6 月 4 日
2. 跡田直澄ほか「非営利セクターと寄附税制」ファイナンシャル・レビュー 65 号 (2002)
3. 網倉章一郎「英国のチャリティに関する租税制度」公益法人協会『英国チャリティ調査ミッション報告書』 (2004)
4. 今本啓介「申告納税制度と源泉徴収制度の関係－申告納税制度の下での源泉徴収制度のあり方を含めて－」税研 153 号 (2010)
5. 岩崎政明「イギリスの源泉徴収制度－PAYE 制度を中心として－」税研 153 号 (2010)
6. 岩田陽子「アメリカの N P O 税制」レファ No.644 (2004)
7. 小川正雄「寄附金控除からみた所得控除」税法 547 号 (2002)
8. 奥谷健「寄附税制の現状と課題－個人所得税」税研 157 号 (2011)
9. 価値総合研究所「地域における『上乘せ寄附』等の新しい寄附システムが寄附者行動に与える定量的な効果等に関する研究報告書」(2008)
10. 加藤慶一「ふるさと納税の現状と課題－九州における現地調査をふまえて－」レファ No.709 (2010)
11. 加藤慶一「N P O 税制の拡充について」レファ No.715 (2010)
12. 金子宏「わが国の所得税と源泉徴収制度－その意義と沿革－」日税 15 号(1991)
13. 金子宏『租税法』(弘文堂, 第 16 版, 2011)
14. 兼平裕子「日米寄附文化の相違点を踏まえての寄附金税制の検討」愛媛大学法文学部論集 28 号 (2010 年)
15. 川村雅彦「2003 年は「日本の CSR 元年」」ニッセイ基礎研 REPORT 2003 年 7 月号
16. 韓国国税庁ホームページ
(http://www.nts.go.kr/call/year_end/2011/htm2/ye0046.htm、2013 年 11 月 30 日アクセス)
17. 菊池衛・疋島伸行『所得税・法人税対比所得計算の要点詳解』(大蔵財務協会, 1993)
18. 金明中「韓国社会における個人や企業の社会貢献活動の現状」ニッセイ基礎研 REPORT 2011 年 1 月号
19. 金融庁「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について」平成 20 年 7 月
20. 金融庁「損害保険会社免許一覧」平成 25 年 7 月 25 日現在
21. 金融庁「生命保険会社免許一覧」平成 25 年 9 月 19 日現在
22. 小池和彰「寄附金控除を支える二つの論拠－二つの論拠と結び付く税額控除

- と所得控除－」税経通信 2013 年 7 月号
23. 公益財団法人公益法人協会「平成 26 年度税制改正に関する要望」
 24. 公益財団法人公益法人協会ホームページ「統計情報」
(<http://www.nopodas.com/contents.asp?code=10001004&idx=100326>、2013 年 11 月 30 日アクセス)
 25. 国税庁「昭和 42 年改正税法のすべて」
 26. 国税庁「平成 7 年改正税法のすべて」
 27. 国税庁「義援金に関する税務上の取扱い F A Q」平成 23 年 3 月
 28. 国税庁「第 137 回国税庁統計年報平成 23 年度版」
 29. 国税庁「第 61 回事務年報平成 23 年度」
 30. 国税庁「認定 N P O 法人制度の手引き（八訂版，平成 23 年 8 月）」
 31. 国税庁「平成 23 年分申告所得税標本調査」
 32. 国税庁「平成 23 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」
 33. 国税庁「平成 23 年分会社標本調査結果（税務統計から見た法人企業の実態）」
 34. 国税庁「平成 24 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」
 35. 国税庁「平成 24 年分所得税の確定申告の手引き（申告書 A 用）」
 36. 国税庁「平成 24 年分税務統計（2 申告所得税関係）」
 37. 国税庁「平成 24 年分民間給与実態統計調査」
 38. 国税庁「平成 24 年度における e-Tax の利用状況等について」
 39. 国税庁「平成 25 年版源泉徴収のあらまし」
 40. 国税庁「平成 25 年分年末調整のしかた」
 41. 国税庁「質疑応答事例・国等に対して相続財産を贈与し、相続税の非課税規定の適用を受けた場合」国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/05/30.htm>、2013 年 11 月 30 日アクセス)
 42. 国税庁「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例のあらまし」国税庁ホームページ
(http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joto/annai/23300007_01.htm、2013 年 12 月 1 日アクセス)
 43. 齊藤貴男『源泉徴収と年末調整』（中央公論社，1996）
 44. 財務省「平成 22 年度税制改正大綱」
 45. 財務省「平成 23 年度税制改正の解説」
 46. 財務省「平成 23 年度税制改正大綱」
 47. 財務省「平成 24 年度税制改正大綱」
 48. 財務省「税制改正の流れ（平成 22 年度～平成 26 年度）」財務省ホームページ
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/workflow/、2013 年 11 月

30日アクセス)

49. 酒井克彦「寄附金控除の今日的意義と役割（上）－公益の増進に寄与するための寄附金の奨励措置－」税弘 2010年2月号
50. 酒井克彦「寄附金控除の今日的意義と役割（中）－公益の増進に寄与するための寄附金の奨励措置－」税弘 2010年3月号
51. 酒井克彦「寄附金控除の今日的意義と役割（下）－公益の増進に寄与するための寄附金の奨励措置－」税弘 2010年4月号
52. 酒井克彦「わたしたちの社会参画と税制－寄附金控除制度の役割－」税大ジャーナル第20号（2013）
53. 酒井克彦「寄附金控除の年末調整制度化に対する議論（下）－近時の改正と寄附金控除制度の充実論－」税事 45号（2013）
54. C A F 「International comparisons of charitable giving」（2006）
55. J S T 理科教育支援センター「日・米・英の寄附金控除制度」（2009）
56. 主税局通牒（昭和17年9月26日付主秘487号）
57. 新日本監査法人・ERNEST&YOUNG『諸外国の税制に関する調査研究事業報告書』（2008）
58. 神野直彦「わが国における寄附文化と税制」税研 157号（2011）
59. ㈱スターシア・インベストメント「韓国における外国人の勤労所得税年末調整」会計税務ニュース 2013年1月17日（㈱スターシア・インベストメントホームページ（<http://www.starsia.co.jp/news/?p=352>、2013年12月1日アクセス）
60. 税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」平成17年6月
61. 総務省「第5回ふるさと納税研究会（平成19年8月7日）」
62. 総務省「ふるさと納税研究会報告書」平成19年10月
63. 総務省自治税務局市町村税課長通知「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る『ふるさと寄附金』の取扱いについて（平成23年3月25日総税市第16号）」
64. 総務省「ふるさと納税の実績額（平成21年度～平成24年度）」総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html、2013年11月30日アクセス）
65. 総務省統計局「国勢調査」
66. 総務省統計局「家計調査年報」
67. 田中治「給与所得者に対する源泉徴収とその過不足税額の是正」税事 14号

(1993)

68. 段野聡子「寄附金控除制度と社会参画－税制の役割－」福井県立大学経済経営研究 27号 (2012)
69. 「税法改正案施行なら寄附金の9-23%が税金に」中央日報日本語版 2013年9月4日
70. 注解所得税法研究会編『注解所得税法』(大蔵財務協会, 第3版, 2001)
71. 出口正之「寄附文化醸成のためには、税制と制度整備が必要」NPOジャーナル 12号 (2006)
72. 東京都主税局「東京都の条例指定寄附金一覧(平成24年12月末時点)」東京都主税局ホームページ
(http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju.html、2013年11月30日アクセス)
73. 内閣府「平成12年度国民生活白書」
74. 内閣府「【記載例】寄附金受領書」内閣府NPOホームページ
(https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/121029_1_kifukinjyuryousyoumeisyo、2013年11月30日アクセス)
75. 内閣府「社会意識に関する世論調査」
76. 中里実「寄附金控除に関する法人と個人の公平」ジュリ 983号 (1991)
77. 中里実「アメリカにおける給与所得課税」日税 57号 (2006)
78. 長坂寿久「コース・リレーテッド・マーケティング(CRM)とNGO」国際貿易と投資 No. 81(2010)
79. 成道秀雄「寄附金とその沿革」日税 17号 (1991)
80. 西山由美「ドイツにおける源泉徴収制度－賃金税徴収手続きの現代化－」税研 153号 (2010)
81. 西野克一編『回答事例による所得税質疑応答集(平成22年改訂版)』(大蔵財務協会, 2010)
82. 日本ファンディング協会編『寄付白書2012』(経団連出版, 2012)
83. 日本経済団体連合会社会貢献推進委員会(1%クラブ)「2011年社会貢献活動実態調査結果」
84. 日本税理士連合会「平成25年度・税制改正に関する建議書」
85. 日本税理士連合会「平成26年度・税制改正に関する建議書」
86. 橋本公亘「源泉徴収と特別徴収の合憲性」判例時報 295号 (1962)
87. 畠山武道「源泉徴収制度の法律関係・争訟手続」日税集 15号 (1991)
88. 藤谷武史「個人による公益活動支援と税制－寄附金控除の制度的位置づけを中心に－」租税 35号 (2007)
89. 船田健二「相続税法における寄附金」日税 17号 (1991)

90. 堀田力ほか『公益法人改革これでよいのか政府の構想』(公益財団法人公益法人協会, 2006)
91. 増井良啓「個人のボランティア活動と寄附金控除」税事 55号(2000)
92. 増井良啓「所得税法からみた日本の官と民－寄附金控除を素材として－」江藤憲治郎編『融ける境超える法3市場と組織』(東京大学出版会, 2005)
93. 水野忠恒ほか「給与所得課税のあり方」税研 79号(1998)
94. 三井明「所得税の源泉徴収制度は違憲か」ジュリ 248号(1962)
95. 宮谷俊胤「源泉徴収制度の概要と問題点」日税 15号(1991)
96. 村上徹也「日本の寄付データの多角的検証と寄付文化についての考察」「広がりボランティアの輪」連絡会議編『ボランティア白書 2012』(筒井書房, 2012)
97. 山内直人「新しい公共のための寄付税制のあり方とは」税弘 2010年3月号
98. 山内直人ほか編『NPO白書 2013』(NPO研究情報センター, 2013)
99. 横山直子「源泉徴収・年末調整システムにおける徴税コスト」経済学情報学論集 14号(2000)
100. 吉村典久「所得税法及び法人税法上の寄附金控除規定と憲法十四条」ジュリ 993号(1992)
101. 吉村政穂「『マイナンバー制度』の概要と課題」税研 170号(2013)
102. 連合国最高司令官本部『シャープ勸告報告書第4巻』(1949)
103. 渡辺徹也「申告納税・源泉徴収・年末調整と給与所得」日税 57号(2006)
104. 渡辺徹也「アメリカの源泉徴収に関する制度」税研 153号(2010)
105. 渡辺徹也「『マイナンバー制度』と所得税・住民税－給与所得者に関する年末調整・現年課税を中心に－」税研 170号(2013)

付表 1 . 諸外国の寄附金税制及び源泉徴収制度比較表

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
寄附金総額 (推計) ⁱ (年)	1兆 1,831億円 (2011 ⁱⁱ)	23兆 8,736億円 (2011)	1兆 7,640億円 (2010)	5,060億円 (個人のみ) (2005)	3,105億円 (個人のみ) (2006)	7,639億円 (2005)
寄附者内訳	法人が多い	個人が多い	個人が多い	不明	不明	個人が多い
寄附額の対 GDP比 ⁱⁱⁱ (年)	0.12% (2006)	1.67% (2006)	0.73% (2006)	0.22% (2006)	0.14% (2006)	不明
寄附金税制	所得控除・ 税額控除	所得控除	所得控除	所得控除	税額控除	所得控除
控除限度額	【所得控除】 所得の40% と特定寄附 金のいずれか 小さい金額か ら2,000円を 控除した額	【所得控除】 所得の20% ～50%	【所得控除】 限度額なし	【所得控除】 所得の20% と、売上高・ 支払給与の 合計額の 0.4%のい ずれか大きい 金額		【所得控除】 所得の30%
	【税額控除】 所得の40% と特定寄附 金のいずれか 小さい金額か ら2,000円を 控除した額の 40%(所得 税額の25% を限度)				【税額控除】 寄附の66% (所得の 20%限度)	【税額控除】 ※2014年度 より導入検 討中(寄附 金額の15% を限度)
控除対象団 体数 ⁱ (年)	26,898 (2012)	1,080,130 (2011)	162,776 (2010)	不明	不明	不明
給与所得の 源泉徴収	あり	あり	あり	あり	なし	あり
年末調整	あり	なし	なし(ただし 毎月の計 算であり)	あり	—	あり
寄附金控除 の年末調整	なし	—	なし(ただし 毎月の計 算であり)	なし	—	あり

i 日本・アメリカ・イギリスは山内直人ほか・前掲注(13)173頁、ドイツ・フランスは加藤慶一・前掲注(144)56頁、韓国は金明・前掲注(149)1頁

ii 日本の2011年は東日本大震災の影響で通常年より大幅に伸びている。

iii C A F 「International comparisons of charitable giving」(2006)

付表 2. 給与天引き寄附に関する実態調査 ⁱ 単純集計表

1. 導入の経緯

回答 No.	回答	回答数	割合
		19	100.0%
1	欧米の企業での導入事例を見て、企業と社員が協同して行う社会貢献活動の仕組みに魅力を感じたため	1	5.3%
2	国内他社が導入したのを見て、自社でも社員と協同の社会貢献活動として実施可能と判断したため	8	42.1%
3	この仕組み導入について、社員からの強い要望があったため	9	47.4%
4	その他(自由回答)	10	52.6%

2-1. 担当部署

回答 No.	回答	回答数	割合
		19	100.0%
1	CSR担当部署	14	73.7%
2	人事担当部署	1	5.3%
3	IR・広報担当部署	1	5.3%
4	総務担当部署	2	10.5%
5	その他(自由回答)	6	31.6%

2-2. グループ会社への導入

回答 No.	回答	回答数	割合
		19	100.0%
1	している(グループ全体で同じ制度を利用している)	9	47.4%
2	している(各グループ会社で独自に制度を作っている)	0	0.0%
3	していない	2	10.5%
4	その他(自由回答)	9	47.4%

3. 寄付先の選定方法

回答 No.	回答	回答数	割合
		19	100.0%
1	会社側が独自に選定	3	15.8%
2	会社側が中間支援NPOに相談して選定	1	5.3%
3	社員からの希望を募って選定	11	57.9%
4	選定委員会を社内に設置	11	57.9%
5	その他(自由回答)	9	47.4%

ⁱ 民間企業において広がりつつある給与天引き寄附を「寄附金控除の年末調整制度化」導入の仕組みとして検討する際の基礎資料とするため、平成25年2月～7月にかけて筆者自身が独自に実施した。調査概要は65頁参照。

4. 寄付先を選ぶ際に重視すること

回答 No.	回答	回答 数	割合
		19	100.0%
1	活動内容が会社の事業に関連している	3	15.8%
2	会社の事業所がある地域で活動している	3	15.8%
3	税制優遇の対象になっている(特定公益増進法人、認定NPO法人等)	0	0.0%
4	寄付金の使途を団体ホームページ等で報告している	4	21.1%
5	活動規模が大きく知名度が高い団体である	0	0.0%
6	その他(自由回答)	19	100.0%

5. 寄付先団体数

回答 No.	回答	回答 数	割合
		18	100.0%
1	1団体	1	5.6%
2	2～5団体	1	5.6%
3	6～10団体	2	11.1%
4	11～20団体	2	11.1%
5	21～30団体	0	0.0%
6	31～40団体	1	5.6%
7	41～50団体	3	16.7%
8	51団体以上	8	44.4%

6. 会社の上乗せ寄附(マッチングギフト)割合

回答 No.	回答	回答 数	割合
		19	100.0%
1	会社負担はなし	3	15.8%
2	社員2:会社1	1	5.3%
3	社員1:会社1	12	63.2%
4	社員1:会社2	0	0.0%
5	その他(自由回答)	4	21.1%

7-1. 募金中間組織の有無

回答 No.	回答	回答 数	割合
		19	100.0%
1	基金を利用していない(直接支援先の団体に寄付)	13	68.4%
2	社内基金を利用している	4	21.1%
3	基金のためにグループ内に別法人を設立している	1	5.3%
4	他団体(グループ外)の運営する基金(社外基金)を利用している	0	0.0%
5	その他(自由回答)	6	31.6%

7-2. 基金について

回答 No.	回答	回答 数	割合
		6	100.0%
1	非課税団体である	2	33.3%
2	非課税団体でない	0	0.0%
3	不明	0	0.0%
4	その他(自由回答)	4	66.7%

8. 寄付先団体への情報提供について

回答 No.	回答	回答 数	割合
		19	100.0%
1	各社員の氏名	1	5.3%
2	各社員の寄付金額	1	5.3%
3	各社員の住所	0	0.0%
4	何も情報提供していない	15	78.9%
5	その他(自由回答)	4	21.1%

9. 社員の確定申告について

回答 No.	回答	回答 数	割合
		18	100.0%
1	寄付先団体が発行した各人別領収書を天引きした社員全員に配付している	0	0.0%
2	社外基金が発行した各人別領収書を天引きした社員全員配付している	0	0.0%
3	会社(又は社内基金)が各人に対して寄付金預かり証を発行している	2	11.1%
4	特に何もしていない(社員からの希望がない)	9	50.0%
5	寄付金控除の対象となる団体(基金)に寄付していない	2	11.1%
6	その他(自由回答)	7	38.9%

10. 給与天引き寄付の促進税制

回答 No.	回答	回答 数	割合
		18	100.0%
1	給与天引き寄付をした額については、社員が給与課税されない仕組み	8	44.4%
2	給与天引きにより寄付をした社員が年末調整で寄付金控除を受けられるようにする仕組み	10	55.6%
3	給与天引き寄付額に応じた会社への法人税優遇措置	6	33.3%
4	給与天引き寄付制度の導入費用を会社が損金経理できる仕組み	1	5.6%
5	給与天引きを仲介する団体を税務当局が認可する仕組み	0	0.0%
6	新たな制度は必要ない	4	22.2%
7	その他(自由回答)	1	5.6%

11-1. 天引き寄附参加社員数 (人)

回答 No.	回答	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
1	前事業年度	14	3,295	2,668	8,400	276
2	2年前事業年度	12	3,132	2,390	8,200	281
3	3年前事業年度	12	3,047	2,201	8,300	315

11-2. 一口天引き額(1ヶ月) (円)

回答 No.	回答	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
1	前事業年度	10	169	100	500	1
2	2年前事業年度	8	116	100	214	1
3	3年前事業年度	8	116	100	215	1

11-3. 給与天引き額(年間) (円)

回答 No.	回答	回答数	平均値	中央値	最大値	最小値
1	前事業年度	13	9,682,636	4,409,100	30,106,400	1,590,000
2	2年前事業年度	11	9,139,433	3,834,800	21,813,495	1,721,000
3	3年前事業年度	11	7,662,532	3,572,000	17,671,600	1,824,000